

第5章 施策の方向

施策の方向 1 結婚, 妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり

基本施策 (1) 総合的な結婚支援の推進

《現状及び課題》

本県における2015(平成27)年の50歳時の未婚率は、男性22.60%、女性14.69%であり、初婚年齢や第1子出産年齢も年々上昇しており、未婚化・晩婚化が少子化の大きな要因となっています(図表-8, 図表-9, 図表-21)。

「少子化等に関する県民意識調査」によると、結婚願望のある独身男女の割合は、20代で73.5%、30代で61.4%、40代で56.6%となっています(図表-10)。

また、独身でいる理由を尋ねたところ、「適当な相手にまだめぐり合わないから」と回答した人の割合が最も高く、結婚を希望しながらもその希望が実現できていないことがうかがえます(図表-12)。

結婚を望みながら適当な相手に巡り会えない男女が、若い年齢での結婚を実現できるようにするためには、結婚や子育てなどの喜びを実感できる環境を整備することに加えて、結婚に対する取組支援などが重要です。

このような状況に対応するため、若年層の結婚を視野に入れた将来設計の早期形成への支援に努めるとともに、結婚を支援する体制の充実や出会いの機会に関する情報発信、個々人の結婚への取組を後押しする施策の充実に努めるなど総合的な結婚支援施策を推進します。

《施策目標及び具体的施策》

① 結婚に対する取組支援

ア 男女の新たな出会いへの支援

結婚を望みながら適当な相手に巡り会えない男女が、若い年齢での結婚を実現できるようにするため、かごしま出会いサポートセンターの活用や出会いの機会に関する情報発信の充実に努めるなど、男女の新たな出会いへの支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
出会いの機会の提供	独身男女の出会いを応援するため、ゆいネット ^(注14) などによる公共団体等が実施する独身男女の出会いと交流のイベント情報等の情報発信を行い、結婚につながる出会いの機会を提供	子育て支援課
結婚サポーターの育成及びネットワーク化	独身男女の結婚を支援する地域婚活サポーターや企業婚活サポーターに対して研修を行うなどの育成及びネットワーク化	子育て支援課
結婚支援体制の充実	独身男女の出会いを支援する「かごしま出会いサポートセンター」の周知を図り、会員登録数・成婚数を増加させ、支援体制を充実	子育て支援課

(注14) 本県で行っている市町村等が実施する出会いイベント情報を登録者にメールで配信する取組

② 結婚や子育てなどの喜びを実感できる環境整備

ア 結婚を応援する気運の醸成

地域における結婚を応援する気運の醸成や独身男女の結婚に対するポジティブな価値観を醸成するため、幅広い啓発活動に努めます。

また、若年層の結婚を視野に入れた将来設計の早期形成への支援に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
幅広い啓発活動の展開	各種広報媒体を活用した啓発活動の展開	子育て支援課
企業等による結婚支援	企業や職場・地域などと連携を図りながら結婚支援の取組を促進	子育て支援課
ライフデザインの早期形成の推進	若年層におけるライフデザインの早期形成に向けたきっかけづくり	子育て支援課

施策の方向 1 結婚, 妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり

基本施策 (2) 健やかな妊娠・出産への支援

《現状及び課題》

安心して妊娠期を過ごし安全に出産を迎えるためには、妊娠期の適切な健康管理や、妊娠・出産に理解と配慮がある社会環境が重要です。

本県においては、妊娠満11週までの妊娠届出率が全国平均を下回っていることや、出産年齢の上昇などによる妊娠・出産にリスクの高い妊婦の増加、低出生体重児の出生割合が全国平均より高い水準にあることなどから、引き続き、妊娠・出産に関する安全性の確保を図ることが必要です(図表-21, 図表-99, 図表-103)。

さらに、妊娠・出産等に関する支援として、妊娠・出産に関する思春期からの正しい知識の普及啓発、リスクの高い妊婦に対する妊娠早期からの支援や相談体制の確保、産前・産後ケアの推進、望まない妊娠の予防、母子保健従事者の専門性の向上など、関係機関と連携した妊娠・出産・産後にわたる切れ目ない支援が必要です。

一方、不妊治療助成件数は増加傾向にあり、不妊に悩む人への精神的・経済的支援も求められています(図表-24)。

《施策目標及び具体的施策》

① 妊娠・出産等に関する総合的な支援体制の充実

ア 妊娠・出産・産後にわたる切れ目ない支援

安心して出産を迎えるために、妊娠に対する正しい知識の普及や相談体制の充実のほか、妊娠の早期届出及び定期的な妊婦健康診査受診等の妊娠中の健康管理についての啓発に努めます。併せて、低出生体重児低減のための取組を推進します。

また、市町村と連携し、妊娠期から子育て期への総合的・継続的な切れ目ない支援体制を推進するため、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供する「子育て世代包括支援センター」の設置を促進するとともに、市町村における妊婦健診、乳幼児健診、新生児聴覚検査の充実強化の取組を支援するほか、産婦健診、産後ケア事業等の取組を市町村の実情に応じて促進するなど、県内どこに住んでいても安心して子どもを産み育てることができるよう、医療機関や行政等関係機関の連携による支援体制を推進します。さらに、妊産婦の心身の状態や胎児への負担に対する理解や配慮がある社会環境づくりに努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
妊産婦の健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・早期の妊娠届出や妊婦健康診査受診による妊娠期の健康管理の重要性の啓発 ・市町村の母親学級・両親学級における妊娠や出産等に関する正しい知識の情報提供 ・父子手帳^(注15)の掲載による妊娠、出産、子育てへの配偶者の協力の大切さについて啓発 ・市町村や医療機関等との連携によるハイリスク妊産婦への保健指導の実施 ・働く妊婦の勤務上の配慮に係る母性健康管理指導事項連絡カード^(注16)の活用の促進 ・マタニティマーク^(注17)の普及啓発 ・パーキングパーミット制度^(注18)の普及啓発 	子ども家庭課 保健所 子育て支援課 障害福祉課
低出生体重児低減のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中の喫煙や受動喫煙、食生活等の生活習慣の問題など改善可能な要因について、市町村と連携し妊婦への保健指導や正しい知識の普及啓発等の予防対策を実施 ・若い世代に対して、喫煙や思春期のやせの問題及び妊娠・出産等についての正しい知識の普及啓発を推進 	子ども家庭課 保健所
妊産婦への相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的・継続的に相談支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置を促進し、切れ目ない支援を実施 ・医療機関等との連携による産後うつ等ハイリスク妊産婦の早期把握・早期支援の取組の推進 ・女性健康支援センター専門相談窓口の設置による妊娠・出産等に関する悩みについての電話相談やメール相談を実施、また一般相談窓口として保健所で相談に対応 ・母子保健関係者の質の向上及び活動推進のための妊娠・出産・育児支援に関する研修の実施 	子ども家庭課 保健所 子育て支援課
産後ケアなど、妊産婦の心身のケアへの取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・産後ケア、産婦健康診査、産前・産後サポート事業についての情報発信 ・すべての市町村が産婦健康診査に取り組み、要支援妊産婦への適切な支援ができるよう、県医師会等関係機関と連携し、体制を整備する。 ・保健所ごとに支援調整会議を開催し、産後うつ等ハイリスク妊産婦への継続的な支援体制づくりを行う。 ・産後も安心して育児ができるよう出産後の母子への心身のケアや育児サポートを行う産後ケアに取り組む市町村への支援 	子ども家庭課 保健所

(注15) 父親の主体的な育児への取組を促すために作成したもので、本県では、県ホームページに父子手帳の情報を掲載している。

(注16) 妊娠中や出産後の健康保持のため、通勤緩和や休憩に関する措置が必要であるなど主治医等から受けた指導を事業主に明確に伝えるのに役立つ連絡カード。拡大コピーして用いることができるよう母子健康手帳に様式を記載してある。厚生労働省のホームページからもダウンロードできる。

(注17) 妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。また、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの。

(注18) 障害のある人や介護の必要な高齢者、妊産婦など歩行が困難と認められる人に対し、駐車スペースの確保を図る制度

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
HTLV-1 ^(注19) 母子感染防止対策の推進	HTLV-1 キャリアの妊婦に対する精神的支援と、生まれてくる子どもへの感染を防ぐために、産科医療機関、保健所、市町村等が連携して、妊娠中から出産後、子育て期における支援を実施	健康増進課 保健所

イ 妊娠・出産に係る経済的負担の軽減

不妊治療に係る費用や離島に居住する方の妊娠・出産に要する経費の助成などの経済的な支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
不妊治療費の助成	医療保険適用外で高額な医療費となる特定不妊治療（体外受精又は顕微授精）や特定不妊治療の一環として行う精子採取手術を受けた夫婦に対し経済的負担の軽減を図るため、その費用の一部を助成	子育て支援課 保健所
離島地域不妊治療費支援	離島地域の夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療の通院や滞在に係る交通費、宿泊費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	子育て支援課
離島における出産経費の助成	常駐の産科医がない離島地域において、安心して出産できる環境づくりを推進するため、妊婦の健診や出産時に要する交通費等の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	子ども家庭課

ウ 不妊に悩む方等に対する支援の充実

不妊について専門的な相談を受けられる相談窓口の周知を図り、不妊治療についての適切な情報を提供するとともに、不妊治療を受ける場合の経済的負担の軽減に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
不妊相談体制の充実	・ 専門相談窓口において不妊治療等についての医師、助産師による電話相談やメール相談を実施、また一般相談窓口として保健所で相談に対応 ・ 不妊相談従事者の専門性向上のための研修会の開催	子育て支援課 保健所
不妊治療費の助成	医療保険適用外で高額な医療費となる特定不妊治療（体外受精又は顕微授精）や特定不妊治療の一環として行う精子採取手術を受けた夫婦に対し経済的負担の軽減を図るため、その費用の一部を助成	子育て支援課 保健所
離島地域不妊治療費支援	離島地域の夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療の通院や滞在に係る交通費、宿泊費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	子育て支援課

(注19) ヒトT細胞白血病ウイルス1型のことで、ATL(成人T細胞白血病)やHAM(HTLV-1関連脊髄症)等の病気の原因となるウイルス

② 母子保健対策の推進

ア 母子保健対策の充実

妊娠中は短期間で健康状態が変化しやすいこと、また乳幼児期は生涯にわたる健康づくりの基盤になることから、母子の心身の健康の確保を図る必要があります。

幼児の疾病や発達の問題などを早期に把握し、適切な医療や支援につなげるとともに、子育てに関する知識の普及・啓発を行い、子どもの成長発達に応じた親と子の支援に努めます。

子どもたちを感染症から守るため、予防接種の接種率の向上や正しい情報提供など、安全で安心な予防接種を推進します。

また、「かごしま歯と口腔の健康づくり県民条例」や「鹿児島県歯科口腔保健計画」に基づき、乳幼児期からのむし歯予防対策を推進します。

さらに、望まない妊娠を防ぐため、年齢に応じた性に関する正しい情報提供や、相談体制の充実を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
乳幼児の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診等における、成長発達に応じた食生活や運動、睡眠などの生活習慣を獲得するための保健指導の充実支援 ・市町村が実施する新生児訪問指導や乳児家庭全戸訪問等による早期の育児支援の推進 ・乳幼児健康診査や新生児聴覚検査等における疾病や発達の遅れ等の早期発見並びに早期支援体制の充実 ・市町村と連携し、健診等における子どもの成長発達過程に応じた子育てに関する知識の情報提供 ・乳幼児突然死症候群や小児事故に関する予防対策等についての普及啓発の推進 	子ども家庭課 保健所
妊娠・出産等に関する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・女性健康支援センター専門相談窓口の設置による望まない妊娠を含む思春期から更年期にかけての健康に関する悩みについての電話相談やメール相談等を実施、また一般相談窓口として保健所で相談に対応 	子ども家庭課 保健所
予防接種の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法に基づき市町村が行う定期予防接種の円滑な推進 ・接種率向上を図るため、予防接種の意義・効果について普及啓発を推進 	健康増進課
むし歯予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村や学校が行う歯科保健活動の支援 ・県歯科医師会、市郡歯科医師会、かごしま口腔保健協会及び8020運動推進員連絡協議会と連携した普及啓発活動の推進 	健康増進課 保健体育課
正しい性の知識の提供と子どもたちが自ら決定できる能力獲得への取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期の子どもたちの身体と心の悩みへの相談に対応 ・性や性感染症等に関する正しい知識の提供と自ら性に関する適切な行動がとれるよう、思春期の子どもたちへの健康教育の実施 ・学校保健及び母子保健関係者の連携やネットワーク構築による思春期の課題の情報共有と課題への取組の推進 ・エイズ予防普及啓発講演会等による高校生等への普及の推進 	子ども家庭課 健康増進課 保健所
	<ul style="list-style-type: none"> ・発達の段階を踏まえた性に関する指導の充実 ・専門家、関係機関等との連携による性に関する指導の充実 	保健体育課

イ 親に寄り添う支援

育児に不安を抱えていたり, 未熟児や発達障害などで子どもに育てにくさを感じたりしている親への支援に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
乳幼児健康診査等における早期気づき・早期支援の推進	市町村が実施する乳幼児健康診査等における発達障害が疑われる子どもの早期気づきから親子教室や保育・療育施設等との連携による早期支援やフォローアップ, 児童発達支援事業所などの関係機関を対象とした対応力向上研修を実施し, 身近な地域で安心して早期に支援が受けられる体制を推進	子ども家庭課 障害福祉課 保健所
乳幼児発達相談の実施	離島地域における発育や精神・運動等の発達に問題のある乳幼児又はそのおそれのある乳幼児等に対して, 早期に専門的支援を行うほか, 必要に応じて療育につなぐことにより乳幼児の健全な発達を促進するため, 発育発達クリニックを定期的に開催	子ども家庭課 保健所
育児不安や育てにくさを感じる親への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・未熟児や発達障害, 慢性疾患等のある子どもを養育している親の精神的負担の軽減や育児支援のため, 市町村と連携した訪問や交流会等の実施 ・市町村や医療機関等関係機関の連携のもと, 育児に不安を感じていたり, 育児に困難を来す心配のある妊産婦を早期に把握し養育支援を行う地域体制の推進 ・母子保健関係者の専門性向上のための研修会の開催 ・親が障害を有するなど, 子育てが困難な親への保健師等の訪問や関係者の連携等による育児支援の実施 ・女性健康支援センターの専門相談窓口や一般相談窓口における子育てに対する悩みへの相談対応 	子ども家庭課 保健所
先天性代謝異常等検査の実施	新生児に対する先天性代謝異常等検査の実施による異常の早期発見並びに異常が発見された子どもへの適切な治療による障害の予防	子ども家庭課

施策の方向 1 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり

基本施策 (3) 周産期医療・小児医療の提供体制の確保

《現状及び課題》

結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくりのためには、周産期から小児期全般にわたり、切れ目のない医療提供体制が必要です。

本県においては、総合周産期母子医療センター^(注20)を中心に、県内5か所の地域周産期母子医療センター^(注21)と地域の病院、診療所等との連携による周産期医療体制を整備しており、新生児死亡率や周産期死亡率等の母子保健指標は、全国平均と同等となっています(図表-100, 図表-101)。

しかし、一部の地域においては産科医や分娩を取り扱うことができる医療機関が減少してきていることから、限られた医療資源を有効に活用して、分娩リスクに応じた医療が提供できるよう周産期医療体制の充実を図ることが必要です。

小児医療については、小児救急医療拠点病院^(注22)のほか、地域の拠点病院等を中心とした医療連携体制の充実・強化を図ることが必要です。

また、全国的に、医師の偏在が地域間や診療科間のそれぞれにおいて、長きにわたり課題として認識されている中、本県の産科・小児科の医師数は、奄美小児科・産科医療圏の産科医を除く全ての小児科・産科医療圏において全国平均を下回っており、県下全域において養成・確保に取り組む必要があります。

未熟児もしくは障害や慢性疾患を持つ子どもたちには、地域で十分な保健・医療、福祉サービスが提供される必要があります。子どもや家族に対する地域の養育支援体制、あるいは在宅医療の支援体制について、生活の質の向上の視点に立った環境整備が必要です。

《施策目標及び具体的施策》

① 周産期医療提供体制の確保

ア 安全で良質な周産期医療の提供

妊娠・出産から新生児に至る高度専門的な医療を効率的に提供する総合的な周産期医療体制の整備に努めます。

(注20) 相当規模のMFICUを含む産科病棟及びNICUを含む新生児病棟を備え、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠(重症妊娠高血圧症候群、切迫早産等)、胎児・新生児異常(超低出生体重児、先天異常児)等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができるとともに、必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、脳血管疾患、心疾患、敗血症、外傷、精神疾患等を有する母体に対応することができる医療施設で都道府県が指定する。

(注21) 産科及び小児科(新生児診療を担当するもの)等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設で都道府県が認定する。

(注22) 二次医療圏単位での小児救急医療体制の確保が困難な地域において、複数の二次保健医療圏を対象に、休日や夜間における小児重症救急患者を受け入れる医療機関

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
周産期医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・周産期医療協議会による周産期医療体制の整備等についての協議 ・地域において持続的に妊婦健診や分娩を取り扱うことのできる医療体制が確保されるよう、地域の実情を踏まえ、周産期医療機関の機能分担やそれに基づく医療機関の連携体制について協議 	子ども家庭課
周産期母子医療センター等の医療機能の確保と連携の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・総合及び地域周産期母子医療センターにおけるハイリスク妊婦や新生児に対する高度な医療の提供のための運営費等の助成 	子ども家庭課
周産期の救急搬送体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療計画に基づく緊急時の母体・新生児搬送等の体制整備の推進 ・救急車や新生児用ドクターカー、ドクターヘリ、消防・防災ヘリ等様々な搬送手段の有効活用に係る関係機関との連携 	子ども家庭課 保健医療福祉課 消防保安課 県立病院課
N I C U ^(注23) 等への長期入院児に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関、訪問看護ステーション、保健所、市町村等の連携によるNICU等入院中から在宅療養への移行支援及び退院後の訪問指導等の実施など、保健・医療、福祉サービスの提供体制の推進 	子ども家庭課
産科医や助産師等人材の確保と育成	<ul style="list-style-type: none"> ・産科医の処遇改善を図る医療機関への助成や、専門（後期）研修をうける医師に対する研修奨励金の支給などによる産科医の養成・確保 ・養成所への運営費の補助や修学資金の貸与などによる助産師等の養成・確保 ・産科医療体制の確保が困難な地域において市町村等が産科医や助産師等の確保に要する経費の補助 	医療人材確保対策室 子ども家庭課

② 小児医療提供体制の確保

ア 小児医療体制の充実・強化

子どもの命と健康を守り、保護者の育児に関する不安の解消を図るため、小児救急医療体制の整備に努めます。

また、かかりつけ医を持つことの重要性について子どもを持つ保護者に啓発していくとともに、地域のかかりつけ医の支援体制の整備に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
小児救急医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域における小児救急医療体制の充実 ・鹿児島市立病院（小児救急医療拠点病院）や済生会川内病院、鹿屋医療センター等と各地域の小児科の医療機関等との連携による救急医療体制の確保 	子ども家庭課
小児救急電話相談事業（#8000番）の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの急病時に看護師等が症状に応じて適切な助言等を行う電話相談の実施及び相談窓口の周知 	子ども家庭課

(注23) Neonatal Intensive Care Unit：新生児集中治療管理室。新生児の治療に必要な新生児用呼吸循環監視装置や保育器等を備え、24時間体制で集中治療が必要な新生児の治療を行う施設のことをいう。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
かかりつけ医の重要性の普及啓発	子どもを持つ保護者に対するかかりつけ医の重要性・必要性の普及啓発	子ども家庭課 保健医療福祉課
かかりつけ医に対する支援体制の整備	かかりつけ医支援の中核的な役割を担う地域医療支援病院の承認等	保健医療福祉課
小児科医をはじめとした医師の確保	小児科等の拠点病院等に勤務予定の医学生に対する医師修学資金の貸与、小児科等において、専門（後期）研修を受ける医師に対する研修奨励金の支給などによる小児科医等の養成・確保	医療人材確保対策室

イ 小児在宅医療の充実

在宅での医療を必要とする小児患者や障害のある子どもに対して、在宅においても必要な医療・保健・福祉サービスが提供され、子どもやその家族が地域で安心して療養できる体制づくりを進めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
在宅療養児及び家族への支援	医療機関、訪問看護ステーション、保健所、市町村等の連携によるNICU等入院中から在宅療養への移行支援及び退院後の訪問指導等の実施など、保健・医療、福祉サービスの提供体制の推進	子ども家庭課 保健所
在宅重度心身障害児の家族支援	在宅の重度心身障害児の看護や介護に係る家族の負担軽減を図るため、訪問看護師が家族に代わって看護を行うための経費の助成を行う市町村に対しその経費の一部を補助	障害福祉課
在宅療養児や家族の交流の促進	在宅療養児及びその家族の支援のための療養に関する情報交換や精神的負担の軽減のための交流会の開催	子ども家庭課 保健所
在宅医療を支える人材育成	看護や介護の支援関係者を対象とした在宅医療に係る技術向上のための研修の実施	子ども家庭課
関係機関の連携による支援体制の整備	日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児などが、地域において安心して暮らしていけるよう、適切な支援が行える人材を養成し、支援に携わる関係機関等で構成される協議の場を設置	障害福祉課

ウ 小児慢性特定疾病^(注24) 対策の推進

慢性的な疾患にかかっていることにより、長期にわたる療養を必要とする児童の健全育成を図るため、小児慢性特定疾病児の医療費の負担軽減を行います。また、小児慢性特定疾病児及びその家族が適切な医療と支援を受けて安全に安心して生活でき、生活の質の向上や自立が促進されるよう支援体制の整備に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
小児慢性特定疾病医療費の助成	小児慢性特定疾病の治療に係る経済的負担の軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成	子ども家庭課

(注24) 子どもの慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾病を指している。現在16疾患群（762疾病）が、その対象として国に認定されており、医療費の自己負担分について一部助成がなされている。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
小児慢性特定疾病児日常生活用具給付	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付する市町村に対し、その経費の一部を補助	子ども家庭課
適切な医療や療育が受けられる在宅医療の推進や自立の促進に向けた支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関や訪問看護ステーション、療育機関や市町村等関係機関と連携した在宅療養環境や支援体制の整備 ・保健所や当事者団体による児童やその家族に対する相談支援や勉強会・情報交換会の実施・自立支援員による自立に向けた相談支援の実施 ・関係機関等との情報共有や支援の在り方等を検討する個別支援会議や地域レベルの連携会議の開催 ・小児慢性特定疾病対策協議会や小児慢性特定疾病児童等地域支援協議会の開催により、慢性疾病児をとりまく環境や成人期への移行期における支援、関係機関の連携の在り方等今後の支援対策を協議 	子ども家庭課 保健所

工 子育て家庭の経済的負担の軽減

次代を担う子どもの健全育成を図るため、子ども医療費や、未熟児や特定の疾病を有する児童が適切な治療を受けるための医療費について経済的な支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
乳幼児医療費助成	子育て期にある家庭の乳幼児に係る医療費の経済的負担を軽減することにより、乳幼児の健康の保持増進を図るため、乳幼児医療費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	子ども家庭課
子ども医療給付制度の充実	(乳幼児医療給付) <ul style="list-style-type: none"> ・経済的理由により受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐため、住民税非課税世帯の未就学児を対象に医療機関等における窓口負担をなくす乳幼児医療給付を行う市町村に対し、その経費の一部を補助 (子ども医療給付) <ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯の高校生までを対象に医療機関等における窓口負担をなくす医療給付制度の実施を検討 	子ども家庭課
養育医療 ^(注25) の給付	医療を必要とする未熟児の医療費の給付を行う市町村に対し、その経費の一部を負担	子ども家庭課
小児慢性特定疾病医療費の助成	小児慢性特定疾病の治療に係る経済的負担の軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成	子ども家庭課

(注25) 出生体重が2,000g以下、あるいは身体的に未熟で家庭で保育することが難しく、医師が入院治療の必要があると診断した未熟児が指定養育医療機関に入院して治療を受けた場合に、医療費の自己負担分について給付を受ける制度で、所得に応じて一部自己負担がある。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
障害児に対する医療費の給付	(自立支援医療(育成医療 ^(注26))) ・身体に障害を有する児童の障害を除去又は軽減する手術等の治療に要する医療費の給付を行う市町村に対し、その経費の一部を負担 (重度心身障害者医療費の助成) ・重度心身障害児に係る医療費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	障害福祉課
在宅重度心身障害児の家族支援	在宅の重度心身障害児の看護や介護に係る家族の負担軽減を図るため、訪問看護師が家族に代わって看護を行うための経費の助成を行う市町村に対しその経費の一部を補助	障害福祉課

(注26) 身体に障害がある子どもで、障害をなくしたり、障害の程度を軽くする確実な治療効果が期待できるとき、指定育成医療機関での治療費について給付を受ける制度で、所得に応じ一部自己負担がある。

施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり

基本施策 (1) 社会全体で子育てを応援する気運の醸成

《現状及び課題》

近年、核家族化（図表－5）や都市化による家庭の養育力の低下、かつては親族や近隣から得られていた支援や知恵が得られにくいという育児の孤立、育児の負担感の増大などが指摘されています。「県民意識調査」によると、子育ての心理面での悩みとして「子どものしつけや教育の仕方がよくわからない」「子どもの成績や勉強の指導が不安だ」との回答が多く見られ、家庭での子育てにおいて不安を感じていることがうかがえます（図表－51）。

子育ては父母その他の保護者が第一義的責任を持つものですが、同時に、子育ては次代の担い手を育成する営みであるという観点から、子どもの価値を社会全体で共有し、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てに当たることができるよう社会全体で応援することが求められています。

子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育てを社会全体で支えるため、団体や企業、地域住民など、地域の多様な主体が連携・協力して、地域全体で子育てを応援する気運づくりや、地域のニーズに応じた子育て支援を充実させるため、効果的な地域人材の活用や人材育成に努めることが重要です。

《施策目標及び具体的施策》

① 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進

ア 地域で子育てを応援する気運づくり

地域や職場、家庭で「子育てしやすい環境づくり」に取り組む「育児の日」の普及や、市町村、子育てを支援する企業・事業所と連携して実施する「かごしま子育て支援パスポート」の活用についての普及拡充等を通じて、地域で子育てを応援する気運づくりに努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
かごしま子育て支援パスポート事業の推進	妊婦及び子どものいる世帯が事業に善意で協賛する企業や店舗の優待サービスを受けられる「かごしま子育て支援パスポート」の活用について、市町村や企業と連携して普及拡大	子育て支援課
「かごしま子育て応援企業」の登録・紹介	従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を「かごしま子育て応援企業」として登録・紹介し、県内企業の子育て支援に対する自主的な取組を促進	雇用労政課
「育児の日」の普及促進	妊婦及び子どものいる世帯を地域全体で応援する気運の醸成に資するとともに、仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について考える契機となるよう、町内会、NPO、市町村社会福祉協議会等と連携して、「育児の日」を普及促進	子育て支援課
「育児の日」協力企業の登録・紹介	「育児の日」に、ノー残業デーや年休取得促進日を設定するなど取組を行う企業について、「育児の日」協力企業として登録することにより、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る	子育て支援課
男性の家事・育児参加促進	男性（父親）の積極的な家事・育児参加を促進するため、ワーク・ライフ・バランス等について企業などへの周知を図る	子育て支援課

② 地域における人材育成

ア 地域人材の活用と育成

保育所や幼稚園等だけでなく、地域のニーズに応じた子育て支援を充実させるため、高齢者や育児経験豊かな主婦その他の地域人材を効果的に活用し、保育士等以外の担い手となる人材を確保します。

また、家庭や地域の養育機能が低下する中で、子育て家庭の負担感の増大等に対応するため、子育てや家庭教育支援に携わる人材の育成に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
高齢者が行う子育て支援活動の促進	高齢者を含むグループが主体的に行う互助活動に対して地域商品券等に交換できるポイントを付与する事業について、子育て支援活動に対するポイントを加算し、高齢者による子育て支援活動を促進	高齢者生き生き推進課
ファミリー・サポート・センターの設置促進	子育てを地域の中で相互援助するファミリー・サポート・センターの設置促進	雇用労政課
子育て支援等の担い手となる人材の確保及び資質の向上	地域の実情に応じて実施する子育てを支援する取組等に従事する子育て支援員の確保及び資質の向上を図るための研修の実施	子育て支援課
子ども食堂への支援	<ul style="list-style-type: none"> 子ども食堂の立ち上げ時の相談体制を整え、開設支援を行うことで、子ども食堂の設置を促進 子ども食堂の円滑な運営を図るため、地域における関係者の連携を促進 子ども食堂への理解を深め、気軽に参加し、幅広い支援が得られるよう周知 子ども食堂の安全性を確保する取組を支援 	子育て支援課
地域社会に蓄積された知恵を生かした異年齢集団での活動の推進	「 ^{ふるさと} 郷土に学び・育む青少年運動」の組織体制やNPO・企業、老人クラブ等との連携による組織を基盤とし、地域の ^{えにし} 縁や地域社会に蓄積された様々な知恵を生かした異年齢集団での活動を行う「かごしま地域塾」の活動の充実（地域に根ざした特色ある活動や社会貢献活動等）	青少年男女共同参画課
放課後子ども教室への支援	<ul style="list-style-type: none"> 放課後に小学校の余裕教室等を活用して子どもたちの安心・安全な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動を実施する放課後子ども教室への支援 新・放課後子ども総合プランに基づく放課後児童クラブとの連携促進 	青少年男女共同参画課
地域で家庭教育支援に携わる人材の養成	相談対応や専門家の紹介、家庭教育情報の収集・提供、効果的な学習機会の企画・運営等、家庭教育支援に関する活動を整備・調整・推進する人材の養成	社会教育課

施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり

基本施策 (2) 地域における子育ての支援

《現状及び課題》

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに関する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になっており、子育てが孤立化し、子育てに不安や負担を感じる親が増加しています。

「県民意識調査」によると、子育ての心理面での悩みとして「子どものしつけや教育の仕方がよくわからない」と回答した方が、20代で53.7%、30代で40.9%を占めている状況です（図表-51）。

このため、地域の身近なところで、気軽に親子の交流や相談ができる地域子育て支援拠点などの各種の子育て支援サービスや相談支援機能の充実に努めます。

また、親が安心して仕事と子育てを両立できるようにするため、保育所、認定こども園や放課後児童クラブ等の整備促進による待機児童の解消を図るほか、延長保育や病児保育、外国人の子どもの保育など多様な保育サービスの提供を促進する必要があります。

青少年の健全育成については、家庭や地域社会を中心とした地域ぐるみの青少年育成活動を推進します。

さらに、障害等の有無にかかわらず、全ての人々が家庭や地域において普通の生活を送ることができる社会をめざす「ノーマライゼーション^(注27)」の理念に基づき、社会全体で障害児やその親を支援するため、関係機関と連携した早期支援や、一人一人のニーズや特性に応じたきめ細やかな支援の推進など障害児施策の充実に努めます。

《施策目標及び具体的施策》

① 地域における子育て支援サービスの充実

ア 子育て支援体制の整備

NPOや子育て支援に携わる関係団体等との連携のもと、地域子育て支援拠点などの地域の子育て支援体制の整備を促進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
地域子育て支援拠点の設置促進	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行い、子育てについての相談、情報提供などを行う地域子育て支援拠点の設置を促進	子育て支援課
地域子育て支援拠点に携わる人材の育成	地域の子育て支援に携わる地域子育て支援拠点事業所職員等を対象とした研修会開催等による人材育成及び資質の向上	子育て支援課
子育て世代包括支援センターの設置促進	妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的・継続的に相談支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置を促進し、切れ目ない支援を実施	子育て支援課

(注27) 高齢者や障害者はもちろん、子ども、女性等を含めた全ての人々が、家庭や地域で共に暮らし、普通の生活を送ることができる社会をつくるという考え方

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子ども食堂への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂の立ち上げ時の相談体制を整え、開設支援を行うことで、子ども食堂の設置を促進 ・子ども食堂の円滑な運営を図るため、地域における関係者の連携を促進 ・子ども食堂への理解を深め、気軽に参加し、幅広い支援が得られるよう周知 ・子ども食堂の安全性を確保する取組を支援 	子育て支援課

② 保育サービスの充実

ア 保育基盤の充実

必要とされる保育の量の確保を図り、子どもにとっての快適な保育環境を提供するため、保育所・認定こども園等の整備促進による待機児童の解消や保育の質の向上のための環境整備などにより、充実した保育基盤づくりに努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
保育所等の整備促進	多様な保育ニーズに対応した保育サービスの確保や待機児童解消等を図るための保育所等の整備促進	子育て支援課
地域型保育の実施促進	待機児童の解消や地域の子育て支援機能の維持・確保を図るため、小規模保育などの地域型保育の実施促進	子育て支援課
保育の質の向上のための環境整備促進	環境の整備を行うことにより、質の高い環境で、子どもを安心して育てることができる体制の整備促進	子育て支援課

イ 多様な保育サービスの提供

就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、延長保育や病児保育等のほか、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭や子どもを対象とする地域子育て支援拠点事業やファミリー・サポート・センター事業などの市町村の取組を促進します。

また、障害のある子どもや医療的ケアの必要な子どもについて受入れが促進されるように努めます。

幼稚園等においても、本来の教育活動だけではなく、保護者のニーズに応じ、在園児に対する平日や休日の預かり保育、幼児教育相談等の充実が図られるよう、これらの取組を促進します。

幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設である認定こども園の整備など、就労形態の多様化や地域の実情に応じた取組を促進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
利用者支援の実施促進	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う利用者支援の実施促進	子育て支援課
延長保育の実施促進	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を行う延長保育の実施促進	子育て支援課

第5章 - 施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり
 ー 基本施策 (2) 地域における子育ての支援

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
地域子育て支援拠点の設置促進	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行い、子育てについての相談、情報提供などを行う地域子育て支援拠点の設置を促進	子育て支援課
一時預かり事業の実施促進	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う一時預かり事業の実施促進	子育て支援課
病児保育の実施促進	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う病児保育の実施促進	子育て支援課
医療的ケア児の受入推進	保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備	子育て支援課
保育所等への巡回支援の促進	発達障害等に関する知識を有する専門員により、保育所等の子どもやその保護者が集まる施設・場への巡回支援を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	障害福祉課
保育所等の障害児保育の促進	保育所等及び地域型保育事業における障害児の受入れの促進	子育て支援課
休日保育の実施促進	保護者の勤務等により、休日等に保育が必要である場合の保育の実施促進	子育て支援課
子育て短期支援の実施促進	家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に行う短期預かり事業の実施促進	子育て支援課
ファミリー・サポート・センターの設置促進	子育てを地域の中で相互援助するファミリー・サポート・センターの設置促進	雇用労政課
幼稚園等における子育て支援の実施促進	預かり保育や教育相談等の実施促進及び保護者への情報提供	子育て支援課
認定こども園の整備促進	幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設である認定こども園の整備促進	子育て支援課
認可外保育施設の保育サービスの向上	待機児童の受入れや多様な保育サービスの実施など、一定の役割を果たしている認可外保育施設における保育サービスの向上を促進	子育て支援課
外国人幼児の把握と相談対応	外国人幼児在籍の把握と、支援方法等に係る設置者からの相談対応	子育て支援課

ウ 子育て家庭の経済的負担の軽減

次代を担う子どもの健全育成を図るため、住民税非課税世帯や多子世帯に対する保育料等の負担の軽減措置などの経済的な支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子どものための教育・保育給付	施設型給付費等の利用者負担について、世帯の所得の状況その他の事情により経済的負担を軽減	子育て支援課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民非課税世帯の子どもについて、利用料を無償化	子育て支援課
第3子以降の保育料等の軽減	認可保育所等を利用する多子世帯の第3子以降の保育料等を助成	子育て支援課
実費徴収にかかる補足給付	低所得世帯の子どもが特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合に当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助	子育て支援課
子どもの生活支援対策の周知	リーフレット等を活用して、行政等が実施している子どもの生活支援対策を分かりやすく周知	子育て支援課

工 教育・保育施設を行う者に対する適切な指導監督、評価、運営改善等の実施

各法令等に基づき実施する保育所等の指導監査について、市町村との連携を図り、効率的な指導監査を実施します。

特定教育・保育施設が教育・保育の質を確保し、さらなる向上を図るために、自己評価等を適切に実施することを促進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
保育所児童保育要録等の周知	保育所児童保育要録及び幼保連携型認定こども園園児指導要録の周知及び記入の手引きの作成・配布	子育て支援課
効率的な指導監査の実施	市町村との連携による効率的な指導監査の実施	子育て支援課
教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価の実施促進	教育・保育の質を確保し、さらなる向上を図るため、教育・保育施設における自己評価等の実施促進	子育て支援課

③ 放課後児童対策の促進

ア 放課後児童対策の促進

昼間保護者のいない家庭の小学校就学児童の放課後等における健全な育成を図るため、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学校の余裕教室などを活用した放課後児童クラブの設置及び開設日・時間の延長を促進し、放課後児童クラブの更なる充実を図り、整備促進による待機児童の解消を促進します。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室については、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、共働き家庭等の全ての児童が放課後等において、安心・安全な居場所が確保され、次代を担う人材育成が図られるよう市町村の取組を支援する必要があることから、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携など、教育委員会と福祉部局の連携を始め放課後対策の総合的な在り方を検討するための「推進委員会^(注28)」を開催し、市町村の取組を促進します。

(注28) 行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放

第5章 - 施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり
 ー 基本施策 (2) 地域における子育ての支援

さらに、放課後児童支援員等の確保及び資質の向上を図るための認定資格研修や必要な知識及び技術の習得等のための現任研修を県内数カ所で行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
放課後児童クラブの設置及び開設日・時間の延長の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・昼間保護者がいない家庭における小学校就学児童の放課後等の健全な育成を図るために放課後児童クラブの設置及び開設日・時間の延長の促進 ・多様な民間サービスの参入促進 	子育て支援課
放課後児童クラブの整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・新・放課後子ども総合プランに基づく待機児童解消を図るための放課後児童クラブの整備促進 	子育て支援課
放課後子ども総合プラン推進委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室との連携を促進するなど、教育委員会と福祉部局の連携を始め放課後対策の総合的な在り方を検討するための新・放課後子ども総合プランに基づく推進委員会を開催。 	子育て支援課 青少年男女共同参画課
放課後子ども教室への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後に小学校の余裕教室等を活用して子どもたちの安心・安全な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動を実施する放課後子ども教室への支援 ・新・放課後子ども総合プランに基づく放課後児童クラブとの連携促進 	青少年男女共同参画課
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の研修	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員、補助員及び放課後子ども教室に携わる人材等の資質の向上を図るため、必要な知識及び技術の習得等の現任研修を県内数カ所で行う 	子育て支援課 青少年男女共同参画課
放課後児童支援員等の確保及び資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員の認定資格研修の実施 ・放課後児童支援員を補助する者の研修の実施 	子育て支援課
放課後児童クラブにおける障害児の受入	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児の受け入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するため、放課後児童クラブの経費への補助を実施 ・障害児の受け入れに必要となる専門的知識及び技術の習得等を行うため、放課後児童支援員及び補助員等を対象にした現任研修の実施 	子育て支援課
就学児を対象とした障害通所支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービス事業所等(放課後等デイサービスを併せて実施する児童発達支援センターを含む)が障害児通所支援のサービスの提供に要する費用の一部を負担 	障害福祉課
放課後児童クラブの保護者負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者負担金の軽減を図るため、放課後児童クラブの運営費への補助を実施 	子育て支援課
放課後児童支援員等の賃金改善	<ul style="list-style-type: none"> ・国の制度に基づく地域子ども・子育て支援事業により放課後児童支援員等の賃金改善を促進 	子育て支援課

④ 子育て支援のネットワークづくり

ア 各種相談支援機能の充実

保護者や子ども自身が安心して悩みなどを相談でき、身近なところで必要な情報提供や助言を受けられるよう、各種の相談支援機能の充実に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子育て世代包括支援センターの設置促進	妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的・継続的に相談支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置を促進し、切れ目ない支援を実施	子育て支援課
地域子育て支援拠点の設置促進	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行い、子育てについての相談、情報提供などを行う地域子育て支援拠点の設置を促進	子育て支援課
児童相談所の相談機能の充実	児童の問題に関する相談機関である児童相談所における相談機能の充実	子ども家庭課 児童相談所
家庭児童相談室による相談の実施	地域振興局等の家庭児童相談室における家庭相談員等による相談の実施	地域振興局・支庁地域保健福祉課
子ども・家庭 110 番による電話相談の実施	子どものしつけ、心や身体の発達など子どもの問題で悩みを持つ保護者、友達や家族のことで悩んでいる子どもに対する電話相談の実施	中央児童相談所
小児救急電話相談事業（#8000 番）の実施	子どもの急病時に看護師等が症状に応じて適切な助言等を行う電話相談の実施及び相談窓口の周知	子ども家庭課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進	生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問により、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境を確保	子ども家庭課
養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）の推進	子育てに不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要な家庭に対し、保健師等による指導・助言等の実施	子ども家庭課
家庭教育・子育てに関する情報の提供	家庭教育・子育てに関する相談機関や支援制度等に関する情報の取りまとめ及び提供	社会教育課
男女共同参画に係る相談の実施	子育てや家庭に関することを含め、男女共同参画を阻害する行為に関する様々な悩みに対する相談の実施	男女共同参画室 男女共同参画センター
配偶者等からの暴力対策の推進	配偶者等からの暴力を防止し、子どもを含めた被害者の保護を図り、暴力のない家庭環境を確保するための関係機関の連携強化及び女性相談センターを中心とする各配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	男女共同参画室 男女共同参画センター 女性相談センター 地域振興局・支庁地域保健福祉課

⑤ 子どもの健全育成

ア 青少年健全育成の推進

青少年にとって最も身近な家庭や地域社会を中心とした地域ぐるみの青少年育成活動を推進します。

また、不登校や問題行動等の未然防止、早期発見のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置するなど、学校、家庭、関係機関が一体となった取組を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
ふるさと「郷土に学び・育む青少年運動」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと・郷土に根ざした国際的な人材を育成するため、青少年が主体的に活動する場や機会を確保し、社会的に自立した個人として成長していけるよう、青少年育成を推進 青少年育成県民会議をはじめとした関係機関・団体との推進体制を充実し、相互に連携した活動を促進 「青少年育成の日^(注29)」や「家庭の日^(注30)」の普及啓発及び青少年健全育成活動や青少年を健全に育てる環境づくりの推進 	青少年男女共同参画課
地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 青少年健全育成のための社会教育指導者の養成の促進 青少年健全育成に関わる社会教育関係団体等の育成 県PTA連合会、県子ども会育成連絡協議会、県公民館連絡協議会等各種関係機関・団体との連携による青少年健全育成活動の推進 	社会教育課 青少年男女共同参画課
児童館・児童センター等の活用	子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする児童館・児童センター等の活用	子育て支援課
不登校や問題行動等に対する学校等における取組の推進	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した不登校や問題行動等に係る相談・指導体制、支援対策の充実	義務教育課 高校教育課
子ども食堂への支援	<ul style="list-style-type: none"> 子ども食堂の立ち上げ時の相談体制を整え、開設支援を行うことで、子ども食堂の設置を促進 子ども食堂の円滑な運営を図るため、地域における関係者の連携を促進 子ども食堂への理解を深め、気軽に参加し、幅広い支援が得られるよう周知 子ども食堂の安全性を確保する取組を支援 	子育て支援課

(注29) 本県では、毎月第3土曜日を「青少年育成の日」と定め、家庭・学校・職場・地域等が一体となった取組を推進し、関係施策の実効を期するための契機としている。

(注30) 本県では、すべての家庭が、円満で明るい家庭をつくるよう、広く県民の自覚と意識の高揚を図ることを目的として、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めている。

⑥ 障害児施策の充実等

ア 早期気づき・早期支援の推進

発達障害が疑われる子どもについて、市町村が実施する乳幼児健康診査等において早期に気づき、関係機関と連携した早期支援を行うことにより、子どもの成長発達を促進し、保護者の精神的負担を軽減できるよう支援体制の充実を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
乳幼児健康診査等における早期気づき・早期支援の推進	市町村が実施する乳幼児健康診査等における発達障害が疑われる子どもの早期気づきから親子教室や保育・療育施設等との連携による早期支援やフォローアップ、児童発達支援事業所などの関係機関を対象とした対応力向上研修を実施し、身近な地域で安心して早期に支援が受けられる体制を推進	障害福祉課 子ども家庭課 保健所
乳幼児発達相談の実施	離島地域における発育や精神・運動等の発達に問題のある乳幼児又はそのおそれのある乳幼児等に対して、早期に専門的支援を行うほか、必要に応じて療育につなぐことにより乳幼児の健全な発達を促進するため、発育発達クリニックを定期的に開催	子ども家庭課 保健所

イ 障害児施策の充実

障害のある子ども及びその保護者に対する早期からの相談・療育指導等により、一人一人のニーズや特性に応じた、きめ細やかな支援を推進します。

また、認定こども園、幼稚園、保育所等や放課後児童クラブにおける障害児の受入れ促進を図ります。

さらに、障害のある子どもの就労支援を図るため、障害者就業・生活支援センター^(注31)における指導・助言などを実施します。

発達障害については、見た目には障害がわかりにくいという特徴があることから、市町村や関係機関と連携して、広く理解の促進に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
障害児通所支援の推進	・児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援に係る経費の一部を負担 ・認定こども園・保育所・幼稚園に在籍しながら児童発達支援 ^(注32) を利用している方に対し、利用者負担額の一部を助成	障害福祉課
障害児への介護等の実施(ホームヘルプ)	日常生活を営むのに支障がある障害児に対する入浴、排泄など介護等の実施	障害福祉課
障害児に対する保護の実施(ショートステイ)	障害児の介護を行う保護者が、疾病等のため一時的に介護ができない場合の、施設による短期間の保護の実施	障害福祉課

(注31) 障害者に対し、身近な地域において、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行う機関

(注32) 通所利用の障害児やその家族に対する日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活の適応訓練その他の便宜の供与

第5章 - 施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり
 ー 基本施策 (2) 地域における子育ての支援

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
障害児入所施設における入所支援の推進	障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所している障害児に対する支援に要する経費の一部を負担 特に、制度の周知等による障害児入所施設における小規模グループケア加算の取得等を促進	障害福祉課
障害児入所施設における小規模グループケア等の推進	制度の周知等による障害児入所施設における小規模グループケア加算の取得等の促進	障害福祉課
医療的ケア児等への支援	日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児などが、地域において安心して暮らしていけるよう、適切な支援が行える人材を養成し、支援に携わる関係機関等で構成される協議の場を設置	障害福祉課
発達障害児等への支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害が疑われる子どもとその保護者が、身近な地域で早期に継続した療育指導や支援を受けることができるよう、地域における療育支援の中核的な役割を担う児童発達支援センター^(注33)の設置等を促進 こども総合療育センターにおいて、障害児全般にわたる総合相談窓口を備えるとともに、発達障害児、知的障害児及び肢体不自由児を対象とした外来診療・療育、離島等への巡回療育相談、地域療育支援体制構築のための助言・指導及び研修を実施 児童相談所において、離島等に居住する児童とその保護者に対し、児童福祉司、児童心理司、精神科医等の専門スタッフが巡回して、指導・助言や療育手帳^(注34)の判定等の実施 	障害福祉課 こども総合療育センター 児童相談所
保育所等への巡回支援の促進	発達障害等に関する知識を有する専門員により、保育所等の子どもやその保護者が集まる施設・場への巡回支援を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	障害福祉課
保育所等の障害児保育の促進	保育所等及び地域型保育事業における障害児の受入れの促進	子育て支援課
医療的ケア児の受入推進	保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備	子育て支援課
放課後児童クラブにおける障害児の受入	<ul style="list-style-type: none"> 障害児の受入れに必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するため、放課後児童クラブの経費への補助を実施 障害児の受け入れに必要な専門的知識及び技術の習得等を図るため、放課後児童支援員及び補助員等を対象にした現任研修の実施 	子育て支援課

(注33) 児童発達支援に加え、地域の障害児やその家族の相談、障害児を預かる施設への援助、助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設

(注34) 知的障害児(者)に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくし、福祉の増進に資することを目的として交付する手帳

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活・社会生活上の支援を実施 ・ 発達障害者支援センター^(注35)において、就労に関する相談対応や情報提供を実施 	雇用労政課 障害福祉課 こども総合療育センター
発達障害への理解の促進	発達障害者支援センターを核にした、障害の特性に応じた啓発の実施	障害福祉課 こども総合療育センター

ウ 子育て家庭の経済的負担の軽減

障害のある子どもに係る医療費等について経済的な支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
障害児に対する医療費の給付	(自立支援医療(育成医療)) <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体に障害を有する児童の障害を除去又は軽減する手術等の治療に要する医療費の給付を行う市町村に対し、その経費の一部を負担 (重度心身障害者医療費の助成) <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度心身障害児に係る医療費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助 	障害福祉課
難聴児に対する支援の実施	身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入費用の一部の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	障害福祉課
在宅重度心身障害児の家族支援	在宅の重度心身障害児の看護や介護に係る家族の負担軽減を図るため、訪問看護師が家族に代わって看護を行うための経費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	障害福祉課

(注35) 発達障害児(者)やその家族からの相談に応じ、ライフステージに応じた支援を行うとともに、発達障害についての情報提供や研修を行う機関(本県においては、こども総合療育センターに併設)

施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり

基本施策 (3) 保育士等の人材確保

《現状及び課題》

県内では、女性の就業増や各地域における保育所等の整備の進展を背景に保育士需要が急増しています(図表-130)。保育士不足のため、定員を下回る児童しか受け入れられない施設もあり、今後一層の増加が見込まれる保育需要に対応し、待機児童を解消するためには、保育人材の育成と確保が喫緊の課題です。

しかしながら、幼稚園教諭や保育士の平均勤続年数は短く、平均賃金は全職種に比べて低い傾向にあります。2014(平成26)年の本県の保育士の勤続年数は8.0年、幼稚園教諭の勤続年数は6.1年に比べ、2018(平成30)年には保育士9.5年、幼稚園教諭8.5年と長くなりましたが、全職種の11.0年を下回っています(図表-131, 図表-132)。質の高い教育・保育を安定的に提供していくためには、教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図るとともに、処遇の改善をはじめとする労働環境への配慮により長期間の就業を継続しやすい職場を構築していくことが重要です。

このため、保育士等がやりがいを持って働き続けられる職場環境づくりや、県内の保育施設等への就職を促進する取組など、保育士等人材の確保に努めます。

あわせて、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保や質の向上に努めます。

《施策目標及び具体的施策》

① 保育士等の人材確保

ア 保育士等の確保

子ども・子育て支援関係の人材需要の急速な増加を受け、幼児教育・保育の質を支える優秀な人材の確保に対応するため、保育士修学資金等の貸付や保育士人材バンクの活用を図るとともに市町村の保育士確保の取組とも連携するなど、人材確保の推進に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
保育士の確保	保育士人材バンクの活用による市町村への人材確保の支援や保育士修学資金等の貸付により保育士確保の取組を行う	子育て支援課
保育士の再就職支援	復職等を希望する潜在保育士に対し、求人情報の提供や保育士人材バンクの登録、就職準備金等の貸付による復職等支援を行う	子育て支援課
保育士資格及び幼稚園教諭免許状の取得支援	・保育士資格または幼稚園教諭免許状のいずれかを有する者に対し、幼稚園教諭免許状または保育士資格の取得特例制度を周知 ・認定こども園等で勤務する職員が保育士資格(幼稚園教諭免許状)を取得するために要した大学の受講料等の補助	子育て支援課

イ 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保

一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センターなどに従事するために必要な研修を実施し、研修を修了した者を「子育て支援員」として認定し、地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保に努めます。

また、放課後児童クラブについては、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員等について、引き続き研修を実施し、人材の確保に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子育て支援等の担い手となる人材の確保及び資質の向上	地域子ども・子育て支援事業等に従事する子育て支援員の確保及び質の向上を図るための研修の実施	子育て支援課
放課後児童支援員の確保	放課後児童支援員の認定資格研修の実施	子育て支援課

② 研修の充実等による資質向上

ア 保育士等の資質向上

子どもを安心して育てることができる体制整備を図るため、保育士等の資質向上に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
保育士等の資質向上	保育士及び保育教諭等の資質向上を図るための研修の実施	子育て支援課
幼稚園教諭等の資質向上	幼稚園教諭及び保育教諭の資質向上を図るための研修の実施	子育て支援課 義務教育課
幼稚園教諭等と保育士等の合同研修	教育と保育の一体的提供などについての研修の実施により、幼保連携型認定こども園の保育教諭等の質の向上を図る。	子育て支援課 義務教育課
保育士等のキャリアアップの促進	一定の経験年数を有するリーダー的な役割を担う保育士等に対し、キャリアアップ研修を実施し、専門性の向上を図り保育の質を高めるとともに、当該研修の修了が加算要件とされる処遇改善等加算Ⅱによる保育士等の処遇改善を図る	子育て支援課

イ 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の資質向上

一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センターなどに従事するために必要な研修を実施し、地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の資質向上に努めます。

また、昼間保護者のいない家庭の小学校就学児童の放課後等における健全な育成を図るため、放課後児童支援員等の資質の向上を図るための研修をすることで、放課後児童健全育成事業の更なる質の向上を促進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子育て支援等の担い手となる人材の確保及び資質の向上	地域子ども・子育て支援事業等に従事する子育て支援員の確保及び質の向上を図るための研修の実施	子育て支援課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
放課後児童支援員等の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童支援員及び補助員等の資質向上を図るため、必要な知識及び技術の習得等の現任研修を行う 放課後児童支援員を補助する者の研修の実施 	子育て支援課
地域子育て支援拠点に携わる人材の育成	地域子育て支援拠点事業所職員等を対象とした研修会開催等による人材育成及び資質の向上	子育て支援課

③ 処遇改善を始めとする労働環境への配慮

ア 保育士等の処遇改善

質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、幼稚園教諭及び保育士等の賃金改善を促進するとともに、幼稚園や保育所等が長期間の就業を継続しやすく、働きがいのある職場を構築するための取組を進めます。「長く働くことができる」職場を構築するため、保育士や幼稚園教諭の働きやすい環境の改善に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
幼稚園教諭及び保育士等の賃金改善	国の制度に基づく私学助成及び施設型給付費等により幼稚園教諭及び保育士等の賃金改善を促進	子育て支援課
魅力ある保育環境の構築	施設長及び経営者を対象に職場環境の改善の取組への理解を促し、保育士のより良い職場環境づくりを目指す	子育て支援課
保育士等の負担軽減	保育所等に対し、保育士等の業務の負担を軽減するための、保育補助者や保育支援者の配置に要する費用を補助	子育て支援課

イ 放課後児童支援員の処遇改善

放課後児童クラブの活動を充実させ、「長く働くことができる」職場を構築するため、放課後児童支援員の賃金改善等に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
放課後児童支援員等の賃金改善	国の制度に基づく地域子ども・子育て支援事業により放課後児童支援員等の賃金改善を促進	子育て支援課

施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり

基本施策 (4) 子育て世代の経済的負担の軽減

《現状及び課題》

「県民意識調査」によると、20代と30代における「理想とする子どもの数」は「3人」が最も多くなっている一方で、「実際に持ちたい子どもの数」は「2人」との回答が最も多くなっています（図表-25）。

その差の理由としては、「収入に対して子育てや教育にお金がかかりすぎるから」（39.8%）が最も多い状況です（図表-26）。また、子育ての環境面での悩みとして多い回答は、「子どもの教育費や習いごとなどにお金がかかる」（49.3%）というものです（図表-52）。

これらのことから、少子化の一因として、子育てに係る経済的負担が大きいということが考えられます。

2010（平成22）年に実施された「インターネットによる子育て費用に関する調査（内閣府）」によると、年間子育て費用の総額は、未就学児で一人当たり約84万円、保育所・幼稚園児で約120万円、小学生は約115万円、中学生で約155万円であり、子育て費用の内訳で比重の高い費目は、未就学児は「子どものための預貯金・保険」「生活用品費」、保育所・幼稚園児は「保育費」、小・中学生は「食費」です。中学生は「学校教育費」「学校外教育費」の比重も高くなっており、義務教育でない高校や大学への進学にはさらに多くのお金が必要になってきます。

このため、若年層の経済的基盤の安定を図るとともに、子どもの医療費助成や多子世帯に対する保育料等の軽減措置など、引き続き子育て世代の経済的負担の軽減を図っていく必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

① 子育て世代の経済的負担の軽減

ア 医療費負担の軽減

次代を担う子どもの健全育成を図るため、就学前における乳幼児医療費助成等の負担の軽減措置などの経済的な支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
乳幼児医療費助成	子育て期にある家庭の乳幼児に係る医療費の経済的負担を軽減することにより、乳幼児の健康の保持増進を図るため、乳幼児医療費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	子ども家庭課
子ども医療給付制度の充実	(乳幼児医療給付) ・経済的理由により受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐため、住民税非課税世帯の未就学児を対象に医療機関等における窓口負担をなくす乳幼児医療給付を行う市町村に対し、その経費の一部を補助 (子ども医療給付) ・住民税非課税世帯の高校生までを対象に医療機関等における窓口負担をなくす医療給付制度の実施を検討	子ども家庭課
養育医療の給付	医療を必要とする未熟児の医療費の給付を行う市町村に対し、その経費の一部を負担	子ども家庭課
小児慢性特定疾病医療費の助成	子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く、医療費負担が高額となる特定の疾患について、治療に必要な経費について助成する。	子ども家庭課

第5章 - 施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり
 ー 基本施策 (4) 子育て世代の経済的負担の軽減

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
障害児に対する医療費の給付	身体に障害を有する児童(18歳未満)で、その障害を除去・軽減するための手術等の治療に対し医療費の給付を行う市町村に対し、その経費の一部を負担する。	障害福祉課
重度心身障害児医療費の助成	重度心身障害児に係る医療費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助する。	障害福祉課
在宅重度心身障害児の家族支援	在宅の重度心身障害児の看護や介護に係る家族の負担軽減を図るため、訪問看護師が家族に代わって看護を行うための経費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	障害福祉課

イ 教育・保育費負担の軽減

次代を担う子どもの健全育成を図るため、住民税非課税世帯や多子世帯に対する保育料等の負担の軽減措置などの経済的な支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子どものための教育・保育給付	施設型給付費等の利用者負担について、世帯の所得の状況その他の事情により経済的負担を軽減	子育て支援課
幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、利用料を無償化	子育て支援課
第3子以降の保育料等の軽減	認可保育所を利用する多子世帯の第3子以降の保育料等を助成	子育て支援課
実費徴収に係る補足給付	低所得世帯の子どもが特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合に当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助	子育て支援課
放課後児童クラブの保護者負担の軽減	保護者負担金の軽減を図るため、放課後児童クラブへの運営費への補助を実施	子育て支援課
高等学校等就学支援金	・高等学校等に在籍する生徒に対して高等学校等就学支援金を支給 ・私立高校等については、所得要件を満たす世帯の高校生等に対して就学支援金を加算	総務福利課 学事法制課
奨学のための給付金	授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給	高校教育課 学事法制課
高校生・大学生等に対する奨学金の貸与	・学力及び人物が優れているのにも関わらず、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 ・大学等進学に係る経済的負担の軽減を図り、本県の将来を担う有為な人材を育成するため、奨学金を貸与	総務福利課
子どもの生活支援対策の周知	リーフレット等を活用して、奨学金を含む行政等が実施している子どもの生活支援対策を分かりやすく周知	子育て支援課

ウ 離島居住者の経済的負担の軽減

離島に居住する子育て世代やその子どもに対し、交通費の助成などの経済的な支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
離島地域不妊治療費支援	離島地域の夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療の通院や滞在に係る交通費、宿泊費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	子育て支援課
離島における出産経費の助成	常駐の産科医がない離島地域において、安心して出産できる環境づくりを推進するため、妊婦の健診や出産時に要する交通費等の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	子ども家庭課
離島生徒大会参加費の助成	離島生徒の経済的負担を軽減するために、県大会等へ参加する離島生徒の経費の一部を助成	保健体育課 義務教育課 高校教育課
奄美群島住民の移動コストに係る負担軽減	鹿児島ー奄美群島間等の移動コストの負担軽減を図るため、奄美群島の住民等を対象とした航路・航空路運賃の一部を助成	交通政策課
特定有人国境離島地域住民の移動コストに係る負担軽減	鹿児島ー特定有人国境離島地域間等の移動コストの負担軽減を図るため、同地域の住民等を対象とした航路・航空路運賃の一部を助成	交通政策課

エ その他の経済的負担の軽減

次代を担う子どもの健全育成を図るため、県有の常設展示施設における土・日・祝日の子どもの入館・入園料を無料化などを行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
児童手当の支給	中学校卒業までの児童のいる世帯への手当の支給	子育て支援課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため、父又は母と生計を同一としていない児童を監護又は養育する者に対する手当を支給	子ども家庭課
かごしま子育て支援パスポート事業の推進	事業に善意で協賛する企業や店舗が、パスポートを提示した子育て家庭に対し、割引や独自の優待サービスなどを提供することにより、地域全体で子育てを支援する機運の醸成及び子育て家庭の負担軽減の推進	子育て支援課
子どもの入館料等無料化	子どもたちが鹿児島の自然、歴史、文化などに触れる機会を増やし、郷土についての学びを深め、ふるさとを愛する心を育むため、県有の常設展示施設における土・日・祝日の県内在住の小・中・高校生（18歳以下）の入館・入園料を無料化する。	青少年男女共同参画課

施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり

基本施策 (5) 子どもが安全で安心して暮らせる地域社会づくり

《現状及び課題》

ゆとりを持って子育てを行い、子どもが心身ともにのびのびと成長していくためには、子どもが安全で安心して暮らせる社会づくりが必要です。

なかでも住環境や生活環境は、子育てに大きな影響をもたらすことから、家族みんなが、ゆとりと豊かさを感じられるよう住環境の向上を図り、道路や施設のバリアフリー化を進めるほか、安らぎと活動の場を提供する公共空間の確保等に努めることも大切です。

交通事故や犯罪に巻き込まれる危険性(図表-90, 図表-91)を減らし、次世代を担う子どものかけがえのない命を社会全体で守るため、子どもが日常的に集団で移動する経路等の道路交通安全環境を整備するとともに、交通ルールの理解と交通マナーの向上についての教育の普及が必要です。また、子どもたちが安心して外出できるよう、防犯体制の整備など、地域ぐるみで子どもを見守るための対策が必要です。

さらに、犯罪などにより被害を受けた子どもは、精神的に大きなダメージを負っており、専門機関や専門家によるケアが必要です。被害を受けた子どもだけではなく、その家族に対してもカウンセリング等を実施するとともに、警察、学校などの関係機関が連携し、きめ細やかな支援に取り組む必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

① 安全・安心まちづくりの推進

ア 子育てにやさしい住宅の供給

住まいづくりにおいて子育てを支援するため、良質なファミリー向け住宅の供給など住環境の整備を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
ファミリー向け住宅の供給推進	安心して子育てできる環境を整備するため、市街地へのアクセスに優れ、自然環境に恵まれたガーデンヒルズ松陽台において、子育て世帯向けの県営住宅を整備	住宅政策室
子育て世帯に対する入居収入基準の緩和	子育て世帯(小学校就学前までの子どもを持つ世帯)に対する県営住宅への入居収入基準の緩和	住宅政策室
子育て世帯等を受け入れる民間賃貸住宅の登録・情報発信	子育て世帯を含む住宅確保要配慮世帯の居住の安定の確保を図るため、住宅確保要配慮者に賃貸する民間住宅の登録・情報発信	住宅政策室
健康な住まいづくりに関する相談等の実施	住宅相談業務の一環としてシックハウスに関する相談の実施	住宅政策室

イ 公共施設等のバリアフリー化の促進

妊産婦や乳幼児連れの人などが安心して生活できるよう、歩道の段差解消や勾配の緩和を図るなど、公共的施設等のバリアフリー化を促進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
公園の整備	公園にある段差を解消するなど、バリアフリー歩行空間の創出	都市計画課
街路の整備	市街地における歩きやすい歩行空間の形成及び歩行者等の交通安全の確保	都市計画課
人にやさしい道づくりの推進	高齢者や障害者等の安全で快適な移動を確保するため、適切な段差・勾配・水平空間を確保した歩道を整備することや、鉄道駅のエレベーター・スロープの設置等による段差解消等に要する経費の一部を助成することによるバリアフリー歩行空間の創出	道路維持課 交通政策課

ウ 安心して集い遊べる場の整備

子どもたちが自然とふれあえる場である河川等の水辺において、水遊び場や散策路等の親水施設を整備するほか、安全に遊べる公園・海岸の整備を促進します。

また、子どもたちが土砂災害に遭わないように、子どもたちが集い憩う児童福祉館等要配慮者利用施設を保全する砂防えん堤^(注36)等の整備を推進するとともに、市町村が行う当該施設に対する警戒避難体制の整備を支援します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
リバーフロント ^(注37) の整備	多くの人々が川に親しみ、地域におけるふれあいの場となるような水辺空間の整備の促進	河川課
海岸環境の整備	海岸保全区域内において、自然環境と調和した海浜地のレクリエーション機能、良好な生活環境を創造するための整備	港湾空港課
公園の整備	ふれあいの場やうらおいのある生活環境等の確保を図るための都市公園の整備	都市計画課
砂防えん堤等の整備	児童福祉館など要配慮者利用施設を守る砂防えん堤等の整備及び市町村が行う当該施設に対する警戒避難体制の整備の支援	砂防課

② 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

ア 子どもを交通事故から守る取組の充実

子どもが交通事故の被害に遭わないよう、交通事故が多発している道路等において歩道等の整備を進めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
児童生徒等交通事故防止対策連絡会の開催	交通安全教育の推進及び児童生徒の交通事故防止対策等について、警察・学校・各関係機関が連携強化を図るための連絡会の開催	保健体育課

(注36) 土砂災害による被害を防ぐために作られる施設。土石流を受け止める働きのほかにも、土砂を貯めて溪流の縦断勾配を緩やかにし、土砂のスピードを抑えて、河岸の浸食や山の崩壊を抑制する働きがある。

(注37) 河岸や河畔など川に面した水辺空間

第5章 - 施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり
 ー 基本施策 (5) 子どもが安全で安心して暮らせる地域社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
交通安全施設等の整備	交通事故が多発している道路その他特に交通の安全を整備確保する必要がある歩道等の整備	道路維持課
街路の整備	市街地における歩きやすい歩行空間の形成及び歩行者等の交通安全の確保	都市計画課
人にやさしい道づくりの推進	高齢者や障害者等の安全で快適な移動を確保するため、適切な段差・勾配・水平空間を確保した歩道を整備することによるバリアフリー歩行空間の創出	道路維持課
キッズ・ゾーンの設定による対策の推進	市町村等が設定したキッズ・ゾーンにおける、具体的な交通安全対策の検討と実施	子育て支援課 道路維持課 交通規制課

イ 交通安全教育の普及

子どもやその保護者を対象に、警察や学校等の関係機関が一体となって交通安全教育や広報・啓発活動等を実施し、交通安全意識の高揚に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「児童生徒等交通事故0月間運動」の実施	「交通事故0月間運動」(年2回)期間における交通安全ポスター・標語・作文等のコンクールや、登下校時の巡回指導、通学路の安全点検等の実施・交通安全教室など、子どもの危険予測、危機回避能力を高める安全教育の推進	保健体育課
学校保健・安全・歯科保健講習会の実施	「学校保健・安全・歯科保健講習会」での、教職員・PTA関係者等に対する交通安全教育の推進	保健体育課
県民の総力をあげて交通事故をなくす県民運動の重点として「子どもの交通事故防止」を掲示	子どもの年代や特性に応じた交通安全教育を行い、運転者に対しては、子どもを見かけたら減速、徐行する等「思いやりのある運転」の実践を県民運動として官民一体となり推進	くらし共生協働課
出張交通安全教育の実施	交通安全教育の内容が、子どもの心に残る持続的な安全意識の向上を図れるよう創意工夫した教育内容の実施	交通企画課

③ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

ア 防犯教育の普及及び防犯活動の充実

学校において防犯意識を高める指導を行うほか、様々な機会をとらえ、子ども自身が自らの身を守る方法を学べる場をつくるとともに、教職員等を対象にした講習会を開催するなど、防犯教育についての普及啓発を図ります。

また、子どもが犯罪等にあったときの緊急避難場所である「子ども110番の家」を活用し、地域の安全情報等を共有化するなど、地域を挙げた防犯活動を推進します。

第5章 - 施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり
 ー 基本施策 (5) 子どもが安全で安心して暮らせる地域社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
地域ぐるみの学校安全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携した学校における計画的な防犯教育の実施 ・スクールガード等の養成 ・スクールガードリーダーを配置する市町村への助成 ・警察や関係団体、地域住民等と連携した防犯訓練の実施等 	保健体育課
学校安全教室の推進	職員、保護者、防犯団体関係者等を対象として、警察及び教育委員会による学校の安全管理及び防犯に関する講話・実技等を内容とした講習会の開催	保健体育課
「子ども110番の家」活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども110番の家」委嘱状況の検討・見直し ・委嘱者に対する地域安全情報の提供 	生活安全企画課
子どもの見守り活動の推進	県民の総力をあげて犯罪をなくす県民運動の重点として、「子どもの犯罪被害防止」を掲げ、行政、学校、地域などの関係機関・団体が連携し、子どもの安全に関する情報の共有、通学路等の確認、ながら見守りの実施を推奨するなど、地域社会全体での子どもの見守り活動を推進	くらし共生協働課 生活安全企画課

イ 消費者教育の充実

小・中・高校生等を対象とした消費生活講座の開催や、広報・啓発資料を作成して配布するなど、関係機関と連携を図りながら、子どもたちが消費生活に関する正しい知識を身に付け、自立した消費者になるための教育を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
消費者教育の推進	小・中・高校生等を対象とした消費生活講座の開催及び広報・啓発資料の作成・配布など、関係機関との連携による消費者教育の推進	消費者行政推進室 消費生活センター 大島消費生活相談所

④ 被害に遭った子どもの保護の推進

ア 犯罪等の被害に遭った子どもに対する相談・指導体制の充実

犯罪等の被害を受けた子どもやその家族などに対しては、「少年サポートセンター^(注38)」や「性暴力被害者サポートネットワークかごしま（通称 FLOWER^(注39)）」等において、相談やカウンセリング等を実施し、総合的かつ継続的な支援を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「少年サポートセンター」における相談事業等の実施	少年サポートセンター職員等による、被害児童に対するカウンセリング及び保護者に対する指導・助言	少年課 少年サポートセンター
犯罪被害者等支援総合窓口における相談事業の実施	子どもを含む犯罪被害者等に対し、個別相談窓口の案内や国の基本計画に基づく県の犯罪被害者等支援施策の案内の実施	くらし共生協働課

(注38) 関係機関やボランティア団体等と連携し、街頭補導、サイバーパトロール、立ち直り支援、非行防止教室、少年相談等を行っている。

(注39) 性暴力の被害にあわれた方が安心して相談でき、医療面などのケアを含め、連携し途切れのない支援を迅速に提供する公的ネットワーク。

第5章 - 施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり
 ー 基本施策 (5) 子どもが安全で安心して暮らせる地域社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「性暴力被害者サポートネットワークかごしま」における相談及び各種支援の実施	子どもを含む性暴力・性犯罪被害者等に対し、被害直後からの相談対応、医療支援、捜査関連支援等の総合的な支援を関係機関（(公社)かごしま犯罪被害者支援センター、県産婦人科医会、県警察、県）が連携・協力して実施	くらし共生協働課 相談広報課

施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり

基本施策 (1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進

《現状及び課題》

次代を担う子どもたちが、たくましく、個性豊かに、自ら学び考える「生きる力」を育成するためには、必要な学力と体力を高め、学ぶことの楽しさが実感できる、知・徳・体の調和のとれた教育環境を提供することが必要です。

2019（令和元）年度の全国学力・学習状況調査では、本県の正答率は、小学6年生の国語が全国平均を上回り、算数及び中学3年生の国語、数学、英語が全国平均を下回っており、引き続き、確かな学力の定着を図る必要があります（図表－84）。

学校におけるいじめの問題等については、子どもの立場に立った指導やカウンセリング、電話相談などの実施による相談体制づくりを進めるとともに、子ども一人一人の個性を尊重し、安心して過ごすことのできる学校づくりに向けた取組が必要です。

また、食については、子どもの健やかな心と身体の発達に欠かせないものであるため、乳幼児期から発達の段階に応じた豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本となる「食を営む力」を培うことが重要です。そのため授乳期から思春期にかけて、子どもの成長を見通して、その状況を踏まえた食に関する取組を推進していくことが必要です。

国の体力・運動能力、運動習慣等調査における本県児童生徒の体力合計点は、年々上昇していますが、全国平均に達していない状況です（図表－85、資料：鹿児島県教育委員会「鹿児島県教育振興基本計画」

図表－86）。

公立小・中学校等の「一校一運動^(注40)」の実施率は100%となっていますが、「チャレンジかごしま^(注41)」への参加率は小学校83%、中学校51%にとどまっています。児童生徒が楽しみながら運動に親しむ習慣の育成に努め、運動への興味・関心を一層高める取組を推進する必要があります（図表－87）。

《施策目標及び具体的施策》

① 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

ア 確かな学力の向上

学力の確かな定着を図るために、少人数授業、習熟度別授業等のきめ細かな指導環境の整備を推進し、個に応じた指導の徹底を図るとともに、小・中・高校間の連携の下、学力向上に取り組めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
基礎学力の向上	学習指導要領における基礎学力及び活用する力の定着度調査及び指導方法の改善	義務教育課

(注40) 各学校において、始業前、業間、昼休み、放課後等の時間に、「縄跳び、一輪車、外遊び」等、積極的に体を動かす時間を設定し、運動の楽しさや爽快感を味わわせ体力の向上を図る。

(注41) 本県の生徒の運動習慣の育成や体力向上を図るために、各学校の実態に応じて保健体育、特別活動等の授業及び昼休み・放課後等の時間帯において体を動かす楽しさやよさを味わわせるとともに、仲間と楽しく集団で協力し合いながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性を育成し、積極的に健康増進や運動する機会を奨励し、自己の健康や体力の課題に応じた運動を実践することができる生徒を育成する。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
県立高校学力育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・アクティブ・ラーニング研究員の研修・研究による指導力の向上 ・公開授業等の実施 ・夏トライ！グレードアップ・ゼミの開催 	高校教育課

イ 道徳教育，人権教育，男女平等教育の充実

子どもたちの規範意識を養い，他人を思いやる心や感動する心など，豊かな人間性を育むために，教育活動全体を通じて子どもの心に響く道徳教育，人権教育，男女平等教育の充実を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校段階や発達段階に応じた教育活動全体での道徳教育の充実 ・家庭や地域との連携による社会全体での道徳教育の推進 	義務教育課
人権教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校，家庭，地域における同和教育をはじめとする人権教育の充実・推進 ・教職員の人権意識の高揚及び人権教育の指導方法の工夫・改善 	人権同和教育課
人権尊重を基盤とした男女平等教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒や教職員，保護者を対象とした人権尊重を基盤とした男女平等意識の形成と男女共同参画についての理解を深めるための出前講座やセミナー・ワークショップの開催 	男女共同参画室 男女共同参画センター

② いじめ問題等への対応

ア いじめ問題等に対する相談・指導体制の充実

いじめの問題など児童生徒を取り巻く様々な状況に適切に対応するため，学校に生徒指導アドバイザーを派遣し，児童生徒及びその保護者への指導・助言や，教職員への研修等を行うことにより，子どもが安心して相談できる体制づくりを進めます。

また，保護者や教職員，学校などに相談できない場合などは，第三者的な相談機関の存在も重要であることから，児童相談所や少年サポートセンター，総合教育センターなどで実施している電話相談等の周知を図り，適切な相談対応ができるよう努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生徒指導アドバイザーの派遣	学校に生徒指導アドバイザーを派遣し，児童生徒及び保護者の相談への対応や教職員への研修を実施	義務教育課
子どもに係る電話相談事業の実施	中央児童相談所の「子ども・家庭110番」，少年サポートセンターの「ヤングテレホン」，県総合教育センターにおける「かごしま教育ホットライン24」など電話相談等の充実	少年サポートセンター 中央児童相談所 総合教育センター

③ 食育の推進

ア 「食育」の普及・啓発

子どもが成長していく過程では，親をはじめ，子どもの食に関わる人々や関係機関・団体が数多く存在します。子どもの「食べる力」を育てていくため，子どもの成長課程に応じた家庭，学校，地域における主体的な取組を支援し，食への関心を高めるとともに，望ましい食習慣や県産食材等への理解を深めていきます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子どもの成長過程に応じた望ましい食生活習慣の定着	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携し乳幼児健診等における食育に関する保護者への情報提供 ・母子保健関係者への食育に関する情報提供 ・思春期のやせや肥満、望ましい食生活の在り方等を含めた思春期教育 	子ども家庭課 保健所 保健体育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、食に関する自己管理能力を育成 ・学校給食を活用した食に関する指導を推進 ・地域の特性を生かした農業体験学習の取組 ・「早寝早起き朝ごはん」等家庭や地域への基本的な生活習慣に関する意識啓発のための取組の推進 	保健体育課 義務教育課 社会教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・「かごしまの”食”交流推進会議」を運営し、関係機関・団体と連携して県民への食育を推進 ・「かごしま版食事バランスガイド」等の活用促進 ・体験を通じた食の生産過程や農林水産業の理解促進 	農政課
	鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会に委託し、「健康かごしま21」、「かごしま健康イエローカードキャンペーン」、「食生活指針」等の普及啓発を実施	健康増進課
	地域のボランティアが子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組を行う子ども食堂の設置を促進	子育て支援課

④ 体力・運動能力の向上

ア 体力・運動能力の向上

児童生徒が、体力の重要性を理解することにより、体力向上に関する意識の高揚を図るとともに、楽しみながら運動に親しむ機会をつくり、運動への興味・関心を高める取組を推進し運動好きな子どもの育成を目指します。

また、教員の指導力を向上させるとともに、地域人材を活用するなど、学校体育の充実に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「たくましい“かごしまっ子”」育成推進事業 ⁴² の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が学級単位で仲間と協力しながら楽しく体力づくりに取り組み、記録に挑戦する「体力アップ! チャレンジかごしま」の取組の推進 ・教員を対象とした「運動好きな子ども」を育てる指導者研修会、小学校教諭等体育セミナーを開催 ・運動が苦手な児童生徒の運動習慣を改善するために地域スポーツ人材を派遣する「運動習慣育成教室」の取組の推進 	保健体育課

⁴² 本県の児童生徒の運動習慣の育成や体力向上を図るために、各学校の実態に応じて体育・保健体育、特別活動等の授業及び昼休み・放課後等の時間帯において連続長縄跳び、長縄8の字連続跳び、短縄とび、一輪車リレー、連続馬跳び、手つなぎ横とび等の種目（小学校6種目、中学校4種目）を行い、体を動かす楽しさやよさを味わわせるとともに、仲間と楽しく集団で協力し合いながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性を育成し、自己の健康や体力の課題に応じた運動を実践することができる児童・生徒を育成する。

イ 健やかな体の育成及び運動習慣

望ましい運動習慣・生活習慣の確立、積極的にスポーツに親しむ習慣を育成するため、指導方法の工夫・改善等を進めるとともに、家庭・地域との連携を深めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「たくましい“かごしまっ子”」育成推進フォーラムの実施	学校関係者、スポーツ団体関係者、PTA関係者、行政担当者等を対象とし、子どもの体力の現状や運動習慣・生活習慣の重要性について理解を深め、連携した取組を推進するためのフォーラムを開催	保健体育課
運動部活動の指導・運営に係る体制の構築	部活動の在り方に関する方針に則り、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることの推進	保健体育課

施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり

基本施策 (2) 安全で安心な学校づくり

《現状及び課題》

次世代を担う子どもたちが、地震や豪雨等の自然災害や交通事故、犯罪に巻き込まれる危険性(図表－90、図表－91)を減らし、かけがえのない命を社会全体で守るために、学校における子どもの安全を確保するための組織的な取組や子どもが生涯にわたる安全に関する資質・能力活を培い、将来、安全な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育てる教育を行うなど、学校の子どもの取り巻く安全で安心な学校環境の整備や、子どもたちに、いかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成する必要があります。

あわせて、各学校が、家庭や地域の関係機関・団体とも連携しながら、地域全体で子どもの安全を見守る環境を整備することが重要です。

また、子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行い、耐震化や老朽化対策など、安全で安心な質の高い学校施設の整備を推進し、学校内の安全確保を図る必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

① 学校安全の推進

ア 子どもの命を災害・事故から守る取組の充実

子どもが災害や事故の被害に遭わないよう、学校内外での組織的な取組や災害時や事故時の対応の仕方についての教育の充実を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
学校安全教室の推進	職員、保護者、防犯団体関係者等を対象として、関係機関及び教育委員会による学校の安全管理及び安全に関する講話・実技等を内容とした防災・防犯・交通安全に関する講習会の開催	保健体育課
学校保健・安全・歯科保健講習会の実施	「学校保健・安全・歯科保健講習会」での、教職員・PTA関係者等に対する安全教育の推進	保健体育課
地域ぐるみの学校安全の推進	・地域と連携した学校における計画的な防犯教育の実施 ・スクールガード等の養成 ・スクールガードリーダーを配置する市町村への助成 ・警察や関係団体、地域住民等と連携した防犯訓練の実施等	保健体育課
児童生徒等交通事故防止対策連絡会の開催	交通安全教育の推進及び児童生徒の交通事故防止対策等について、警察・学校・各関係機関が連携強化を図るための連絡会の開催	保健体育課
「児童生徒等交通事故0月間運動」の実施	「交通事故0月間運動」(年2回)期間における交通安全ポスター・標語・作文等のコンクールや、登下校時の巡回指導、通学路の安全点検等の実施・交通安全教室など、子どもの危険予測、危機回避能力を高める安全教育の推進	保健体育課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
県民の総力をあげて交通事故をなくす県民運動の重点として「子どもの交通事故防止」を掲示	子どもの年代や特性に応じた交通安全教育を行い、運転者に対しては、子どもを見かけたら減速、徐行する等「思いやりのある運転」の実践を県民運動として官民一体となり推進	くらし共生協働課
出張交通安全教育の実施	交通安全教育の内容が、子どもの心に残る持続的な安全意識の向上を図れるよう創意工夫した教育内容の実施	交通企画課

② 安全で安心な質の高い学校施設の整備

ア 教育環境の向上

老朽化した校舎の改築や教育内容の多様化・情報化等に対応した施設・設備の整備を推進し、幼児児童生徒が安全で充実した学校生活を送れるよう、教育環境の向上に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
県立学校施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した校舎等の改修や改築など安全対策の推進 ・教育内容等の新たな需要に基づく整備推進 ・適正規模を確保するため特別支援学校校舎等の増改築 	学校施設課
私立学校施設の耐震化の促進	安心・安全な教育環境の整備を図るため、私立学校施設の耐震化を促進	学事法制課 子育て支援課

施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり

基本施策 (3) 特別支援教育の充実

《現状及び課題》

障害のある子どもたちの自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられるよう、多様で柔軟な学びの場を整備するとともに、一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援の一層の充実が求められています。

本県においては、支援が必要な子どもが在籍している全ての小・中学校等で、個別の指導計画や個別の教育支援計画が作成されるなど、校内支援体制は着実に整備されています。今後、特別支援学校のセンター的機能の活用や学校間連携の充実を図ることで、就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制を構築していく必要があります。

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害特性や教育的ニーズ等に応じた指導・支援の一層の充実を図るとともに、一人一人の自立と社会参加に向けて、キャリア教育や職業教育を推進する必要があります。

また、離島における特別支援教育の充実や、高等学校における特別支援教育の推進が必要となっています。

《施策目標及び具体的施策》

① 障害児教育の充実等

ア 障害児教育の充実

障害のある幼児児童生徒の健全な成長を支援するため、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
交流および共同学習の推進	共生社会の形成に向けた障害者理解を推進するために、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習を推進	義務教育課
教育相談・就学相談体制の確立促進	障害の状態や教育的ニーズ、保護者の意見等を踏まえた総合的な就学先の判断がなされるよう、市町村教育委員会における早期からの教育相談・就学相談体制の確立を促進	義務教育課
合理的配慮の提供及び基礎的環境整備の充実	障害のある幼児児童生徒が十分に教育を受けられるようにするための合理的配慮の提供及び基礎的環境整備の充実	義務教育課
学校間連携の充実	個別の教育支援計画や移行支援シート等を活用した移行期の学校間連携の充実による就学前から学校卒業後までの切れ目ない支援体制の構築	義務教育課
教職員の専門性の向上	特別支援学校における幼児児童生徒の障害特性や教育的ニーズ等に応じた指導・支援の一層の充実を図るための教職員の専門性の向上	義務教育課
ICT機器の活用推進	特別支援学校におけるICT機器や障害に応じた教材の整備による児童生徒の障害や特性に応じた指導の充実	義務教育課
職業教育の充実	特別支援学校技能検定の実施や地域の企業や関係機関と連携したネットワークの活用などによる職業教育の更なる推進	義務教育課

第5章 - 施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり
 ー 基本施策 (3) 特別支援教育の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
医療的ケアの実施体制整備	特別支援学校において医療的ケアを必要とする児童生徒への対応を行うための看護師の配置及び実施体制整備のための研修の実施	義務教育課
離島における特別支援教育の推進	離島の特別支援学校高等部支援教室における指導内容・方法の工夫・改善及び地元高等学校との交流及び共同学習の推進	義務教育課
高等学校における特別支援教育の推進	高等学校における「通級による指導」の充実及び全ての高等学校における特別支援教育に関する研修の充実や校内支援体制の整備	義務教育課
特別支援学校の施設整備	鹿児島市南部地区における高等部を有する特別支援学校の移転整備	義務教育課 学校施設課
私立幼稚園等の特別支援教育の推進	障害のある幼児を就園させている私立の幼稚園，幼保連携型認定こども園に対する，特別支援教育を行う上で必要な教育費の補助	子育て支援課

施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり

基本施策 (4) 幼児教育の充実

《現状及び課題》

認定こども園、幼稚園、保育所等から義務教育段階へと子どもの発達や学びは連続しており、幼児期の教育と小学校教育とは円滑に接続される必要があります。

認定こども園、幼稚園、保育所と小学校等との間で幼児児童の実態や指導方法等について理解を深め、広い視野に立って幼児児童に対する一貫性のある教育を相互に協力し連携して実施する必要があります。

このため、幼稚園等と家庭、地域の連携による小学校との円滑な接続や、今日的な課題に対応した研修等による幼稚園教諭等の資質能力の向上など、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育の充実に図ります。

《施策目標及び具体的施策》

① 小学校等との円滑な接続の推進

ア 小学校等との円滑な接続の推進

認定こども園、幼稚園、保育所と小学校等の関係者による連絡協議会等での指導を通じた円滑な推進を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
幼小接続の促進	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修会での幼小接続に係る指導の推進 各種調査等での幼小接続に係る実態把握と指導 市町村で開催される幼保小連携研修会等への支援 	子育て支援課 義務教育課

② 教育環境づくり

ア 幼稚園教諭等の資質向上

研修等や指導監査等を通じ、幼児教育の質の向上を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
幼稚園教諭一種免許状の取得支援	幼稚園教諭一種免許状への上進に係る認定講習等の受講希望状況の把握や私立幼稚園等の一種免許状保有の促進等の取組に対する支援	子育て支援課 義務教育課
幼稚園教諭等の資質向上	幼稚園教諭及び保育教諭の資質向上を図るための研修の実施	子育て支援課 義務教育課
幼稚園教諭等と保育士の合同研修	教育と保育の一体的提供などについての研修の実施により、幼保連携型認定こども園の保育教諭等の質の向上を図る。	子育て支援課 義務教育課
幼稚園幼児指導要録等の周知	幼稚園幼児指導要録及び幼保連携型認定こども園園児指導要録の周知及び記入の手引きの作成・配布	子育て支援課 義務教育課
効率的な指導監査の実施	市町村との連携による効率的な指導監査の実施	子育て支援課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
自己評価, 関係者評価及び第三者評価の実施促進	教育・保育の質の向上を図るため, 教育・保育施設における自己評価, 関係者評価及び第三者評価の実施促進	子育て支援課 義務教育課

イ 幼児教育基盤の充実

幼児教育の質の向上のための環境整備や日本語が苦手な子どもやその保護者への支援等, 幼児教育基盤の充実を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
幼児教育の質の向上のための緊急環境整備	環境の整備を行うことにより, 質の高い環境で, 子どもを安心して育てることができる体制の整備促進	子育て支援課
認定こども園の整備促進	幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち, 保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設である認定こども園の整備促進	子育て支援課
外国人幼児の把握と相談対応	外国人幼児在籍の把握と, 支援方法等に係る設置者からの相談対応	子育て支援課 義務教育課

施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり

基本施策 (5) 郷土教育の推進

《現状及び課題》

グローバル化の急激な進展の中、鹿児島県の発展を支えていく人材を育成するため、伝統や文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、直接鹿児島県で将来の担い手になることはもとより、世界のどこにいても郷土鹿児島に誇りを持ち、将来の鹿児島を担う気概を持った子どもたちを育成する教育が必要です。

本県は、日本列島の南に位置するという地理的条件から、古くから中国や韓国、東南アジアをはじめ世界の国・地域の文化と接しながら、独自の歴史や文化を作り上げてきました。「郷中教育」や「日新公いろは歌」などの教えもあり、教育を大事にする伝統や風土があり、豊かな自然、日本の近代化をリードした歴史、地域に根ざした個性あふれる文化、全国に誇れる農林水産業等の産業、様々な分野で活躍している人材等の教育的資源も豊富です。地域全体で子どもたちを育てるといった伝統的な地域の教育力も残っています。こうした本県の特性を生かした人間形成を進めていくことが重要です。

このため、鹿児島県の教育的風土や伝統のよさを生かした子育てを推進します。また、鹿児島県の豊かな自然、歴史・文化環境の保全と活用を図ります。

《施策目標及び具体的施策》

① 鹿児島県の特性を生かした子育て支援施策の充実

ア 郷土の風土を生かした子育ての推進

子育て世帯が郷土の風土を生かして積極的に子育て支援ができるよう、地域子育て支援拠点やファミリー・サポート・センター等の取組を促進するとともに、学童期においては、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動を実施する放課後子ども教室への支援を行います。

また、鹿児島県の教育的風土や伝統のよさを生かした異年齢集団での活動を行う「かごしま地域塾」などの取組を推進します。

さらに、鹿児島県の豊かな自然や地理的特性を活かした山村留学等の受入れを支援します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子育て経験者による子育て支援の促進	地域子育て支援拠点やファミリー・サポートセンターなどを活用した地域住民同士の結びつきを生かした子育て経験者による子育て支援等の取組を促進	子育て支援課 雇用労政課
放課後子ども教室への支援	・放課後に小学校の余裕教室等を活用して子どもたちの安心・安全な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動を実施する放課後子ども教室への支援 ・新・放課後子ども総合プランに基づく放課後児童クラブとの連携促進	青少年男女共同参画課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
地域社会に蓄積された知恵を生かした異年齢集団での活動の推進	郷土に学び・育む青少年運動の組織体制やNPO・企業、老人クラブ等との連携による組織を基盤とし、地域の縁や地域社会に蓄積された様々な知恵を生かした異年齢集団での活動を行う「かごしま地域塾」の活動の充実(地域に根ざした特色ある活動や社会貢献活動等)	青少年男女共同参画課
地域における体験活動の推進	地域の伝統や文化などを生かした様々な体験活動を通して、郷土鹿児島に誇りを持つとともに、社会性や自主性を有する子どもたちを育む活動を行う子ども会、公民館、PTA、関係機関や団体を支援	社会教育課
山村留学受入れの支援	鹿児島の豊かな自然や地理的特性を活かした山村留学について、市町村の取組をホームページ等で広報し、県内外からの留学受入れを支援	義務教育課

イ 豊かな自然環境、歴史・文化環境の保全と活用

子どもが、郷土に愛着をもって心身ともにのびのびと成長することができるよう、本県の恵まれた自然環境や農村環境の保全を図るとともに、豊かな歴史、文化の蓄積に対する理解と認識を深めるよう、その学習機会の充実を図るなど、子どもが心豊かに育つ環境づくりを進めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
多様で恵み豊かな環境の保全	自然保護思想の普及啓発、自然公園・自然環境保全地域の適切な保護管理	自然保護課
	県内の大気汚染の状況並びに公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の常時監視を実施	環境保全課
農村環境の保全	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のために行われる地域の共同活動等を支援	農村振興課
歴史、文化遺産の周知・活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 歴史、文化遺産の周知による郷土の理解と認識の醸成及びその活用による学習機会の充実 文化財や地域の歴史等に関する学習機会及び体験活動の場の提供 	文化振興課 文化財課

施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり

基本施策 (6) 家庭教育の充実

《現状及び課題》

長期的な少子化の一因として、未婚化・晩婚化が進行していますが、その背景としては、結婚や子どもを持つことに対する意識の変化や、かつて地域が果たしていた縁結び機能の低下などが挙げられます。子どもを生き育てることの意義や家庭の大切さを理解できるよう、学校教育において家庭や地域との連携のもと、家庭観や子育て観の醸成に取り組む必要があります。

また、学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、郷土の様々な教育的資源を活用して、家庭や地域の教育力を総合的に高めていく必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

① 次代の親の育成

ア 家庭観・子育て観の醸成の推進

次世代の親となる若い世代が、「いのち」の大切さと子どもを生き育てられることの素晴らしさを理解し、結婚、出産、子育てに夢を持つことができるよう、その意識の啓発に努めます。

また、学校教育において家庭や地域との連携の下、家庭観・子育て観の醸成に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
児童生徒に対する生命尊重等に係る教育の推進	地域の人材や関係機関と連携した道徳教育を中心とする「いのち」の大切さ等に係る教育の推進	義務教育課
親になるための学びの推進	親になるための学びを支援するための世代別学習プログラム(中・高の家庭科等の授業で活用できる補助資料)の普及と促進	社会教育課

② 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

ア 家庭の教育力の向上

保護者が自信と責任感をもって子育てができるよう、学習機会を提供するとともに、家庭教育に関して気軽に相談できる体制づくりをすすめ、家庭における育児力・教育力の向上を促進します。

また、保護者が子どもの主体性や人権を尊重した子育てに努めるとともに、子どもの人権尊重の精神が育まれるよう、意識の啓発に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
家庭の意義等についての意識啓発	毎月第3日曜日の「家庭の日」の広報等を通じた、家庭の意義や大切さについての意識啓発	青少年男女共同参画課
家庭教育の支援	・家庭教育に関する人材の養成や学習機会の提供及び情報提供 ・学校、地域、企業等の様々な団体が連携し、地域ぐるみで家庭教育を支援していく気運の醸成	社会教育課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
地域で家庭教育支援に携わる人材の養成	相談対応や専門家の紹介, 家庭教育情報の収集・提供, 効果的な学習機会の企画・運営等, 家庭教育支援に関する活動を整備・調整・推進する人材の養成	社会教育課
家庭教育支援施策関係課連絡会議の開催	庁内各課の家庭教育支援施策や成果・実績等について, 関係者が情報を共有, 家庭教育支援施策の総合的な推進に反映	社会教育課
「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進	「早寝早起き朝ごはん」等, 家庭や地域へ基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる活動の推進	社会教育課
人権に関する啓発活動の推進	全ての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく, 一人の人間として尊重されるよう, また, 子どもの人権尊重の精神が育まれるよう, あらゆる機会と媒体を活用した啓発活動の推進	人権同和対策課
人権尊重を基盤とした男女平等教育の充実	保護者等を対象とした人権尊重を基盤とした男女平等意識の形成と男女共同参画についての理解を深めるための出前講座やセミナーの開催	男女共同参画室 男女共同参画センター

イ 地域の教育力の向上

地域や学校, 関係機関などと連携して, ボランティア活動や自然体験, 課外活動, 文化芸術鑑賞などの体験活動や異年齢活動の機会の充実を図ることで, 地域の教育力を向上させ, 子どもたちに豊かな心や社会性を育てていくための環境づくりに取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「かごしま地域学校協働活動推進事業」の推進	地域と学校が目指す子ども像や地域のあり方を共有し合い, 多くの住民が連携・協働して, 子どもたちの学びや確かな成長を支える活ことで活力ある地域づくりを推進	社会教育課
運動部活動の指導・運営に係る体制の構築	部活動の在り方に関する方針に基づき, 学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った, 学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ活動のための環境整備の推進	保健体育課
環境学習の推進	「学ぶ環境体験学習塾」の開催などにより, 児童生徒等が環境問題や環境保全活動に興味を持ち行動するきっかけづくりを支援し, 環境学習を推進	地球温暖化対策室
かごしま景観学習	地域の身近な「景観」を切り口として, 地域の魅力や課題を自ら発見し, 考え, 地域に愛着を持つことを目的とする景観学習への支援により, 景観に理解のある人材を育成	地域政策課
自然体験活動の推進	豊かな自然の中で, 思いやりや耐性, 自主性, 社会性, 協調性などを身に付けさせるために, 青少年社会教育施設等を利用した自然体験や生活体験を実施	社会教育課
環境保全活動のための人材育成	環境保全活動を積極的に行っていこうとする児童生徒を対象とした「環境レター」の募集や, 「かごしまこども環境大臣」の任命などにより, 持続可能な社会づくりに主体的に参加できる人材を育成	地球温暖化対策室
農業の体験活動の促進	農業や食料に対する理解の醸成等を図るため, 農作業や調理の体験活動, 農家への訪問や宿泊体験活動等の実施の支援	農政課 経営技術課 畜産課

第5章 - 施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり
 ー 基本施策 (6) 家庭教育の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
森林・林業の体験活動の促進	森林・林業に対する理解の向上や次代の担い手の育成を図るための森林・林業教育の実施や体験活動等への支援	森づくり推進課 森林技術総合センター
漁業の体験活動の促進	漁業や水産資源に対する理解の向上を図るため、漁船を用いた漁業体験、調理、漁家での宿泊体験等の実施の支援	水産振興課
魅力ある私立学校づくり	私立学校（小・中・高・幼稚園・幼保連携型認定こども園）における、国際化教育や体験学習等の特色ある教育の推進	学事法制課 子育て支援課
文化・芸術に親しみ触れる機会の提供	豊かな感性を育む青少年のための芸術鑑賞事業や市町村による青少年劇場等の実施により、文化芸術に親しみ触れる機会を提供	文化振興課
放課後児童クラブの設置及び開設日・時間の延長の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昼間保護者がいない家庭における小学校就学児童の放課後等の健全な育成を図るために放課後児童クラブの設置及び開設日・時間の延長の促進 ・ 多様な民間サービスの参入促進 	子育て支援課
放課後児童クラブの整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新・放課後子ども総合プランに基づく待機児童解消を図るための放課後児童クラブの整備促進 	子育て支援課

施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり

基本施策 (7) 次世代をリードする人材の育成

《現状及び課題》

教育的な風土や伝統など鹿児島県の特性を生かした活動を推進することにより、地域の教育力の向上を図り、鹿児島県の未来を担う人材を育成することが必要です。また、本県と経済・文化・人的交流等により密接な関係にある国や地域を中心に様々な交流を積極的に展開することにより、国際的視野を有する人材の育成や郷土に根ざした青少年活動の活性化を図ることも必要です。このような活動や交流等を通して学んだ、自分の考えを伝えるプレゼンテーション能力等を生かし、自ら考え、主体的に判断し行動できるリーダーを育成することが求められています。

世界中で科学技術イノベーションを担う高度人材の獲得競争が激化する一方、若年人口の減少が進んでいることから、科学技術イノベーション人材の育成が重要になっています。

また、急速に発展する社会の情報化に対応するため、児童生徒の情報活用能力を育むとともに、プログラミング教育、情報モラル教育の充実が求められています。

本県の雇用情勢は、有効求人倍率が高い水準を維持し良好な状況にあるものの新規学卒者の県外流出が続いていることなどにより、人手不足が顕在化しているため、県内就職やU・Iターンの促進を図る必要があります。さらに、技術革新やグローバル化の一層の進展等に対応し、規範意識や倫理観を身に付け、地域や社会の発展を担う創造性豊かな人材を育成する必要があります。特に、人口減少、少子高齢化が進行し集落機能の低下や地域間格差の拡大などの問題が顕在化している本県の中山間地域等では、これらの問題を克服するため、地域づくりの中核的役割を担うリーダーや、そのリーダーを支える人材などの育成、地域外の人材等の活用が重要です。

令和2(2020)年には、オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるとともに、本県では国民体育大会・全国障害者スポーツ大会が開催されます。これを機に、スポーツに関する関心を高め、本県のスポーツ振興に取り組むとともに、次世代競技者の発掘・育成・強化に取り組んでいく必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

① 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

ア グローバル社会で活躍する人材の育成

地域において、異年齢集団での様々な体験活動などを通して、子どもたちの思いやりの心や自律心を育みます。また、青少年の国際交流等を推進し、国際的な視野と先見性、コミュニケーション能力や豊かな感性を持った人材を育成します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
地域社会に蓄積された知恵を生かした異年齢集団での活動の推進	「郷土 <small>ふるさと</small> に学び・育む青少年運動」の組織体制やNPO・企業、老人クラブ等との連携による組織を基盤とし、地域の縁 <small>えにし</small> や地域社会に蓄積された様々な知恵を生かした異年齢集団での活動を行う「かごしま地域塾」の活動の充実(地域に根ざした特色ある活動や社会貢献活動等)	青少年男女共同参画課

第5章 - 施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり
 - 基本施策 (7) 次世代をリードする人材の育成

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
次代の鹿児島をリードする国際的な人材の育成	アジア経済圏の主要都市であり、本県と国際定期路線が就航しているソウル、上海、香港、台北に大学生・社会人を派遣し、現地若手企業人との交流や経済活動の現場体験等を実施	青少年男女共同参画課
国際的感覚やふるさとを愛する心を持つ青少年の育成	本県と関わりの深い香港・シンガポールに高校生を含む青少年を学校等へ派遣するとともに、香港・シンガポールからの青少年を受け入れ、交流活動を実施	青少年男女共同参画課
魅力ある県立短期大学づくり	アメリカや中国の大学との国際学術交流協定に基づき、留学及び語学研修の実施	学事法制課
グローバルに活躍する人材の育成	本県と友好協定を締結している英国のロンドン・カムデン区とマンチェスター市に青少年を派遣するとともに、ロンドン・カムデン区とマンチェスター市からから青少年を受け入れ、交流活動を実施	国際交流課
様々な分野で活躍するグローバル人材の育成及び次代の日中協力関係を担う若者世代の相互理解の増進	本県と包括協定を締結している中国の清華大学への県内大学生の留学派遣	国際交流課
グローバル社会で活躍できる鹿児島の若い世代の育成	これからの国際社会において自ら思考し判断し、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができる国際感覚をもった児童生徒の育成	義務教育課 高校教育課
豊かな感性やたくましい創造力を持つ青少年の育成	姉妹県盟約を結んでいる岐阜県の青少年との相互交流活動の実施	青少年男女共同参画課
郷土への愛着や誇りを持つ地域や日本をリードする青少年の育成	明治維新 150 周年を契機として薩長土肥 4 県が締結した「薩長土肥同盟」に基づき、4 県の高校生による相互交流の実施	かごしまPR課
京都賞受賞者講演会の開催	将来の鹿児島を担う高校生や大学生をはじめ、広く県民に国際感覚や幅広い視野を養う機会を提供し、文化的・学術的意識の高揚を図るため京都賞受賞者による講演会等を開催	企画課

イ イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成

高等学校及び中高一貫教育校における先進的な科学技術、理科・数学教育を通して、生徒の科学的能力及び技能並びに科学的思考力、判断力及び表現力を培い、将来国際的に活躍し得る科学技術人材等を育成し、理数系教育の充実を図ります。

次世代を担う若者の起業に関する関心を高め、若者の自由な発想や想像力を活かしたビジネスプランの発掘・育成を図ります。また、起業を志す者等に対し、起業のために要する負担の軽減を行い、若者等の活躍の場の拡大、地域の活性化を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
理数教育の推進	児童生徒の科学技術、理科・数学への関心をさらに高め、また、優れた素質を発掘し才能を伸長させるため、先進的な理数系教育の実施	高校教育課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
新たな起業家の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・起業に関する気運醸成を図るとともに、地域への経済波及効果が高い事業等の発掘及び育成を推進するため、県内企業や大学、高校生を対象としてビジネスプランコンテストを開催 ・若者・女性の活躍の場を拡大することなどを目的として、県内において、卸売業、小売業、サービス業を起業予定又は起業後2年未満の者を対象に、創業初期に必要な費用の一部を助成する補助事業を実施 	産業立地課

ウ 情報通信技術の進化に適応し、活躍できる人材の育成

小・中・高・特別支援学校での教科指導等における ICT^(注43) の効果的な活用により、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うとともに、児童生徒の情報活用能力の育成に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
教育の情報化の推進	ICT を活用し、児童生徒の情報を共有することによる、きめ細やかな指導や、国の ICT 環境の整備方針に基づく、学校における ICT 環境整備の推進	義務教育課 高校教育課

エ 地域づくりで活躍する若者の支援

地域づくりで活躍する若者を支援するために、将来の地域産業の担い手を育成する職業教育の充実を図ります。また、将来の鹿児島を支える人材として、地域の発展のために尽力したいという高い志や行動力をもてるような青年等を育てます。

新規学卒者やその保護者等に対し、県内企業への理解と認識を深めてもらう取組を推進し、若年者の県内定着を促進します。県外大学進学者等への県内企業の情報提供などにより、Uターン希望者の県内就職を促進します。

地域おこし協力隊制度を活用する市町村の取組を支援するとともに、地域おこし協力隊員の効果的な活動や隊員間ネットワークの形成、隊員の更なる活動の推進や任期終了後の定着等に向けた取組を支援します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
産業教育の推進	企業や経済界と連携するなどし、本県の産業等についての理解を深め、子どもたちに、一人一人が本県の担い手であるということの意義を醸成	高校教育課
かごしま青年塾の実施	これからの鹿児島を担う青壮年層を対象に、各界で活躍する経営者やリーダー等との交流や現地での研修等を通して、次世代鹿児島地域の地域を支えるリーダーを育成	社会教育課

(注43) Information and Communication Technology (情報通信技術) の略

第5章 - 施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり
 - 基本施策 (7) 次世代をリードする人材の育成

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
若年者等に対する就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ・本県若年者等の就職支援のため、若者就職サポートセンターにおいて、職業適性診断・指導やカウンセリング、各種支援セミナーなどを実施 ・若年者等の県内企業への就職促進を図るため、経済団体や県内企業等に対し、県内定着の推進に向けた取組を要請 ・国との連携による、新規学卒者や若年者を対象とした県内企業合同説明会の実施や、県外進学者や県外就労者等を対象としたUターンフェアの首都圏等での開催 	雇用労政課
地域おこし協力隊の活動・定着支援	サポート人材研修を実施することにより、地域のリーダーとリーダーをサポートする人材の育成・確保を図るとともに、地域おこし協力隊等の外部人材の活用を支援	地域政策課

オ 国際的に活躍する次世代競技者の育成

スポーツに対する関心を高め、競技人口を増加させるなど、本県のスポーツ振興に取り組むとともに、国際大会や国民体育大会等各種大会で活躍できる選手の育成・強化に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
次世代競技者の育成	各競技団体や関係機関との連携を図りながら、県民の競技力向上に関する意識の高揚に努めるとともに、指導体制の充実及び選手の発掘・育成・強化等を推進	競技力向上対策課

施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

基本施策 (1) 児童虐待防止対策の充実

《現状及び課題》

児童相談所及び市町村が通告・相談を受けた児童虐待の件数及び虐待と認定した件数は、近年急激に増加しており、2014（平成26）年度と2018（平成30）年度を比較すると、3倍近くに増加しています。（図表-88）全国的にも児童相談所の虐待相談対応件数は、一貫して増加を続けており、児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例も数多く発生しています。

児童虐待防止のためには、体罰によらない子育ての推進など子どもの権利擁護の取組を進めることや児童虐待の発生予防・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応が重要です。

児童虐待の発生予防・早期発見については、妊娠期から子育て期まで、関係機関が連携し、切れ目のない支援を実施することや、児童虐待の相談窓口の周知等を図ることが必要です。

また、児童虐待発生時の迅速・的確な対応については、児童相談所の体制強化等が必要です。

県では、これまで児童虐待発生時の迅速・的確な対応を図るため、児童福祉司等の増員や非常勤弁護士との配置など、児童相談所の体制強化に取り組んできているところです。

国は、児童相談所の体制強化を図るため、児童福祉司の配置に関して、人口当たり配置標準を「人口4万人に対して1人」から「3万人に対して1人」とするなどの改正を行い、2022（令和4）年4月から適用するとしたほか、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援の行う職員を分ける措置の実施等を定めた改正児童福祉法等を2019（令和元）年6月に公布しました。

2019（令和元）年8月に出水市において4歳女児が死亡する事案が発生し、厚生労働省からは、

- 幼児1人での夜間の頻繁な外出、転居や家族形態の変化など、リスクが高まる兆候があったにもかかわらず、それを踏まえた適切なアセスメントが行われていなかった。
- 援助方針に沿った児童相談所の継続的な支援と関係機関との間でのリスク情報共有が徹底されていなかった、といった課題が示されたところです。

県では、当該事案の発生を受け、県社会福祉審議会の下に設置されている相談部会において、関係機関との連携などこれまでの経緯等について事実の把握を行うなど、検証を行っているところです。

今後、改正児童福祉法等や出水市女児死亡事案に係る検証結果等を踏まえ、児童相談所の体制強化等に取り組んでいく必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

① 子どもの権利擁護

ア 体罰によらない子育て等の推進

国は、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方等について、国民にわかりやすく説明するためのガイドライン等を作成するとしていることから、このガイドライン等も踏まえ、児童虐待防止推進月間（毎年11月）におけるオレンジ・リボンキャンペーンや県ホームページ等を通じて、体罰によらない子育てを推進するための普及啓発活動に取り組みます。

また、児童相談所が子どもの権利を守っていないと考えられるときや、子どもの意向が児童相談所の対応と一致しないときは、子ども自身や関係機関が児童福祉審議会へ申立を行うことができること

について、周知を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子どもの権利擁護に係る普及啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> 「児童虐待防止推進月間（毎年11月）」におけるオレンジリボン・キャンペーンの実施のほか、県ホームページ等による広報・啓発 児童相談所が行う施設入所や里親委託の措置等に関して、子ども自身や関係機関が児童福祉審議会へ申立を行うことについて、児童養護施設等を通じて周知 	子ども家庭課 児童相談所

② 児童虐待の発生予防・早期発見

ア 相談・支援体制の整備

女性健康支援センターにおいて、妊娠・出産についての悩み等について電話や電子メール等による相談に応じます。また、SNSやリーフレット等を活用し、同センターの広報に努めます。

養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を把握し、市町村等による必要な支援につなげるため、市町村における妊婦健診、乳幼児検診の充実強化の取組を支援するほか、産婦検診、産後ケア事業等の取組を市町村の実情に応じて促進します。

市町村において、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できるよう、国の交付金等を活用した「子育て世代包括支援センター」の設置を促進します。

また、母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携を強化し、切れ目のない支援を行うことができる体制整備を図るため、運営経費に係る国の財政支援の活用を含め、市町村に対し必要な助言等を行い、「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
妊婦等に対する相談・支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 女性健康支援センター専門相談窓口の設置による妊娠・出産等に関する悩みについての電話相談やメール相談を実施、また一般相談窓口として保健所で相談に対応 保健所ごとの支援調整会議開催による、産後うつ等ハイリスク妊産婦への継続的な支援体制づくり 医療機関等との連携による産後うつ等ハイリスク妊産婦の早期把握・早期支援の取組の推進 	子ども家庭課 保健所
市町村の取組の支援	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が実施する産後ケア、産婦健康診査及び産前・産後サポート事業並びに新生児訪問指導、乳児家庭全戸訪問及び養育支援訪問事業に対する支援 母子保健関係者の質の向上及び活動推進のための妊娠・出産・育児支援に関する研修の実施 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の設置促進 	子ども家庭課 保健所 子育て支援課

イ 関係機関との連携強化等

児童相談所において「子ども虐待防止ネットワーク会議」や「子どもSOS地域連絡会議」を開催するなどにより、市町村、学校、警察、医療機関等の関係機関との連携強化を図るとともに、市町村の「要保護児童対策地域協議会」への参加を通じ、積極的な情報共有、支援方針の協議等により、市町村との協働に努めます。

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
 ー 基本施策 (1) 児童虐待防止対策の充実

また、協議会においては、児童相談所から積極的に助言を行うとともに、「要保護児童対策調整機関の調整担当者研修」の実施により、協議会の機能強化や効果的運営を支援します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「子ども虐待防止ネットワーク会議」の開催	児童虐待の未然防止等のため、児童相談所及び関係機関が円滑な連携・協力を図ることを目的に、福祉、保健、医療、学校、警察等の関係機関が児童虐待の現状や課題等について、情報交換・協議を行う。	子ども家庭課 児童相談所
「子どもSOS地域連絡会議」の開催	児童虐待の早期発見等に関し、各地域振興局・支庁単位で、要保護児童対策地域協議会の運営主体である市町村や関係機関と児童相談所が各地域内における役割の明確化と相互の連携・協力体制の確立を図るため、児童虐待の対応等について、情報交換や研修等を行う。	子ども家庭課 児童相談所

ウ 児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」の周知

児童虐待防止への県民の関心を喚起し、子ども達を地域全体で見守る機運を醸成するため、児童虐待防止推進月間(毎年11月)を中心に実施しているオレンジリボン・キャンペーンや県広報媒体等を通じて、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」の周知を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「189（いちはやく）」の周知	オレンジリボン・キャンペーンや県広報媒体等を通じた、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」の周知	子ども家庭課 児童相談所

エ DVの特性や子どもへの影響等に係る啓発

「女性に対する暴力をなくす運動」などの機会に、セミナーや研修会の開催等を通じて、DVの特性や子どもへの影響等に係る啓発を行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
DVの特性や子どもへの影響等に係る啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」などの機会に、セミナーや研修会の開催等を通じた啓発を行う。	男女共同参画室 男女共同参画センター 子ども家庭課

③ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

ア 児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上

2022（令和4）年4月から適用される児童福祉司の新たな配置標準や2019（令和元）年6月に公布された改正児童福祉法等の規定を踏まえ、児童福祉司及び児童心理司の増員や医師・保健師の配置、介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講じるなど、体制の強化を図ります。

弁護士による指導・助言を受けられる体制を確保するとともに、研修等を通じた職員の資質向上を図ります。

児童相談所の業務に対する評価については、令和元年6月公布の改正児童福祉法において、都道府県知事は、児童相談所が行う業務の質の評価を行うこと等により、当該業務の質の向上に努めなければ

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
 - 基本施策 (1) 児童虐待防止対策の充実

ばならないとされ、また、国においては、標準的な指標や実施方法等についてガイドラインを策定し、地方自治体における取組を支援するとしていることから、これらを踏まえ、評価の実施を検討していきます。

児童相談所業務の民間委託については、その可否を含め、今後検討していきます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
児童相談所の人員体制の強化	政令で定められた配置基準に基づく児童福祉司等の配置、弁護士、医師の配置等による支援・相談体制の整備	子ども家庭課 児童相談所
職員の資質向上、専門性の確保	児童福祉司任用前講習等の義務研修の実施、民間研修機関等の実施する各種研修の受講	子ども家庭課 児童相談所
児童相談所の業務の見直し	介入的業務を行う職員と保護者支援を行う職員を分離する措置等の実施、第三者等による児童相談所業務に対する評価の実施の検討、民間委託の検討	子ども家庭課 児童相談所

イ 一時保護所の機能及び体制の充実

一時保護所については、現在、中央児童相談所（鹿児島市）及び大島児童相談所（奄美市）に設置しており、今後とも一時保護した児童の心身の安定化を図り、安心感を持って生活できるよう、必要な環境整備や人員配置等に努めていきます。

また、必要に応じ、一時保護委託を活用し、適切な一時保護を図ります。

一時保護人数は増加傾向にあることから、必要に応じ定員の見直し等について検討します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
一時保護所の管理運営及び一時保護委託の実施	一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護するための一時保護所の管理運営及び一時保護委託の実施	子ども家庭課 児童相談所

ウ 児童虐待による死亡事例等の検証

2019（令和元）年8月に出水市において発生した4歳女児死亡事案について、県社会福祉審議会の下に設置されている相談部会において、関係機関との連携など、これまでの経緯等について事実の把握を行った上で、死亡した児童の視点に立って発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するなど、しっかりとした検証を行っていくとともに、関係市が検証を行う場合、必要な支援に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
児童虐待等による死亡事例等の検証	県社会福祉審議会相談部会における出水市4歳女児死亡事案の検証	子ども家庭課

施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

基本施策 (2) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

《現状及び課題》

鹿児島の未来を担う子どもたちの中で、生まれながらにして様々な格差があってはなりません。

しかしながら現実には、子どもたちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくない状況にあります。

子どもたちの将来をより一層輝かしいものとするためには、子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて総合的に対策を推進する必要があります。いわゆる貧困の連鎖によって、子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはなりません。

本県における生活保護世帯の子どもの数は、2018（平成30）年は1,582人であり、被保護人員全体の約1割を占めています（図表－74）。生活保護世帯の子どもの中学卒業後及び高等学校卒業後の進学率は、県全体の進学率に比べ、低くなっています（図表－75）。また、高等学校等中退率は、県全体に比べ高くなっている状況です（図表－76）。

「かごしま子ども調査」によると、母子世帯は特に所得が低い傾向にあります。経済的な理由から医療機関で子どもの受診をためらったり、子どもの学習意欲にこたえられなかったりすることもあるようです（図表－82、図表－83）。

また、2019（令和元）6月には子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく、「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記されました。

また、都道府県に加え、市町村についても子どもの貧困対策について計画を定める旨が規定されました。

子どもの心身の健全な成長を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援につないだり、高校・大学等を卒業、就職して、子どもの社会的自立が確立されるまでの継続的な視点で支援体制を構築したりする必要があるほか、生まれた地域によって子どもの将来が異なることのないよう、地方公共団体による計画の策定や取組の充実を図る必要があります。

また、子どもの貧困の実態は見えにくく、捉えづらいつとされており、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用しつたがらない等の状況も見られます。各種支援を実効あるものにするためには、当事者の視点に立ち、①子どもや家族が、必要なときに助けを求めたり、相談したりできる場所を明確化する、②声を上げられない場合にも、周囲が気づき、必要な支援につなぐ、③支援の利用を周囲が能動的に手助けしていく、といったことも必要です。

県子ども・子育て支援会議に設置した「子どもの生活支援対策部会」においても、「子どもの生活支援のためには親の生活が安定するよう支援することが必要」、「無料で学習支援を受けられるような体制づくりや見えにくい相対的貧困に入つていけるような環境づくりが必要」、「妊娠期から乳幼児、高校生まで含めた生活支援、子どもの生活支援対策を県民に周知し、支援につながるよう、支援を必要としている子どもの周りの人たちがフォローしていくことが重要」、「支援を必要としている子どもたちを支援につなげていける可能性がある、子ども食堂に対する支援が必要」などの意見が出されたところです。

このため、教育の機会均等を保障するための教育費負担の軽減や、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、医療費等に係る経済的支援を、子どものライフステージに応じて切れ目なく適切に提供するとともに、市町村における子どもの貧困対策計画の策定の促進などの取組を通じて、県内のどこに住んでいても、子どもたちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦し、未来を切り拓いていけるような社会を目指します。また、どんな環境にあっても前向きに伸びようとする子どもたちをオール鹿児島で支援する環境づくりを図ります。

《施策目標及び具体的施策》

① 教育の支援

ア 教育支援の充実

年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育環境は、子どもたちの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼稚園・保育所・認定こども園の充実は、貧困の世代間連鎖を断ち切ることもつながります。子どもたちの将来が、その生まれ育った家庭の事情に左右されてしまう場合が少なくない現状を踏まえ、幼児教育・保育の無償化の着実な実施と質の高い幼児教育・保育の確保、全ての子どもが基礎学力を身に付け、希望する進路を実現できるよう、確かな学力の育成を支える必要があります。

多くの貧困世帯で、子どもたちが学習面での課題に直面しており、経済的な問題で、子どもたちが夢をあきらめることのないよう、学習環境の整備や進学への支援に取り組むとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
奨学のための給付金	授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給	高校教育課 学事法制課
就学援助制度等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校に在籍する児童生徒が経済的理由によって就学困難な場合、その保護者に対し、市町村が学用品費や学校給食費、修学旅行費など就学に必要な経費を援助 特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等に在籍する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学用品費や交通費など、就学に必要な経費を援助 	義務教育課 保健体育課
高校生・大学生等に対する奨学金の貸与	<ul style="list-style-type: none"> 学力及び人物が優れているのにも関わらず、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 大学等進学に係る経済的負担の軽減を図り、本県の将来を担う有為な人材を育成するため、奨学金を貸与 	総務福利課
不登校や問題行動等に対する学校等における取組の推進	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した不登校や問題行動等に係る相談・指導体制、支援体制の充実	義務教育課 高校教育課
進路保障の取組の推進	人権教育を推進する中で、子どもの就労や進路、学力に係る現状や課題を踏まえ、自己実現を果たしていくために必要な力を育む進路保障の取組について、教職員等に対し理解と認識を深める研修を実施	人権同和教育課
生活福祉資金（教育支援資金）の貸付	低所得者世帯の子どもが高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費の貸付	社会福祉課

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
 ー 基本施策 (2) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活困窮世帯の子どもの学習支援	生活困窮者 ^(注44) 世帯等の子どもに対して、学習支援(日々の学習の習慣づけ、授業等のフォローアップ、高校進学支援、高校中退防止等)を実施	社会福祉課
生活保護世帯への進学費用等の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護制度による教育扶助(学校給食費等)を支給 生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際に、入学料、入学考査料等を支給 生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の大学等の進学費用に充てられる場合は、収入として認定しない 生活保護世帯の子どもが、大学等進学後も引き続き、同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子どもの分の住宅扶助額を減額しない 	社会福祉課
進学準備給付金の支給	生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給	社会福祉課
幼児教育・保育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> 3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民非課税世帯の子どもについて、幼児教育・保育の利用料を無償化 各施設において実費徴収を行うこととされている食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助 	子育て支援課
保育士や幼稚園教諭等の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 保育士及び幼稚園教諭等の資質向上を図るための研修の実施 教育と保育の一体的提供などについての研修の実施により、幼保連携型認定こども園の保育教諭等の質の向上を図る。 	子育て支援課 義務教育課
保育士等のキャリアアップの促進	一定の経験年数を有するリーダー的な役割を担う保育士等に対し、キャリアアップ研修を実施し、専門性の向上を図り保育の質を高めるとともに、当該研修の修了が加算要件とされる処遇改善等加算Ⅱによる保育士等の処遇改善を図る	子育て支援課
幼稚園教諭及び保育士等の賃金改善	国の制度に基づく私学助成及び施設型給付費等により幼稚園教諭及び保育士等の賃金改善を促進	子育て支援課
魅力ある保育環境の構築	施設長及び経営者を対象に職場環境の改善の取組への理解を促し、保育士のより良い職場環境づくりを目指す	子育て支援課
幼小接続の促進	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修会での幼小接続に係る指導の推進 各種調査等での幼小接続に係る実態把握と指導 市町村で開催される幼保小連携研修会等への支援 	子育て支援課 義務教育課
相談職員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、自立相談支援機関^(注45)の支援員向けの研修を実施 生活保護世帯への支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカー等に対する研修を実施 	社会福祉課
基礎学力の向上	学習指導要領における基礎学力及び活用する力の定着度調査及び指導方法の改善	義務教育課

(注44) 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

(注45) 生活困窮者からの相談に応じ必要な情報の提供や助言等を行い、包括的な支援を実施する機関

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
県立高校学力育成支援	・アクティブ・ラーニング研究員の研修・研究による指導力の向上 ・公開授業等の実施 ・夏トライ！グレードアップ・ゼミの開催	高校教育課
学び直し支援金	高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで（最長2年間）高等学校等就学支援金相当額を支給	総務福利課 学事法制課
私立幼稚園等の特別支援教育の推進	障害のある幼児を就園させている私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園に対する、特別支援教育を行う上で必要な教育費の補助	子育て支援課
地域学校協働活動の推進	学校・家庭・地域の協働の基盤となる地域学校協働本部の設置の推進により、地域による学習支援等の促進を図り、活動の場が信頼できる大人との出会いの場となるよう多様な住民の参画を促す。	社会教育課
多様な体験活動の機会の提供	県立青少年社会教育施設において、児童養護施設等の子どもを対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供する。	社会教育課
子どもの入館料等無料化	子どもたちが鹿児島島の自然、歴史、文化などに触れる機会を増やし、郷土についての学びを深め、ふるさとを愛する心を育むため、県有の常設展示施設における土・日・祝日の県内在住の小・中・高校生（18歳以下）の入館・入園料を無料化する。	青少年男女共同参画課
学習指導の強化	児童養護施設等で暮らす児童の個々の学力・態様に応じた学習環境を整え、進学に対する学習指導やスポーツ・ダンス等表現活動により情緒を安定させ児童の自立を支援する学習指導を促進	子ども家庭課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の母又は父等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて、これらの児童等の福祉を増進するための資金を貸付	子ども家庭課

② 生活の安定に資するための支援

ア 生活支援の充実

貧困世帯では心身の健康、借金、家庭、人間関係など、複合的で多様な課題を抱えており、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、世帯の生活を支え、子どもの成長や就労を支える総合的な取組が求められているほか、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援につなぐ必要性が指摘されているところです。

また、子どもたちが健やかに成長していくためには、子どもが安心して過ごせる、子ども食堂といった子どもの居場所づくりや、子どもの居場所等における食の支援及び食育の推進も重要です。

貧困世帯に属する子どもたちは、貧困に伴う直接的な不利益ばかりではなく、地域社会からの孤立や理解者の不在により、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されており、そうした状態に陥らないように、相談事業や交流事業の充実を図るとともに、支援を必要とする子どもと支援をつなぐ取組の充実を図ります。

また、これらの取組が支援を必要とする子どもに届くよう取組の普及啓発に努めます。

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
 ー 基本施策 (2) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活困窮者の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援機関において、生活困窮者から相談を受け、抱えている課題を評価・分析の上、自立支援計画^(注46)を作成し、それに基づき、各種支援を包括的に実施 ・離職等により住居を失った又はそのおそれの高い生活困窮者に対し、安定的に就職活動を行うことができるよう有期で家賃相当額を支給 ・家計に問題を抱える生活困窮者の早期の生活再生に向けて、家計管理能力の向上や滞納の解消、債務整理に関する支援を実施 	社会福祉課
生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮世帯等の子ども・その保護者に対して、生活習慣・育成環境の改善（居場所づくり、生活習慣の形成・改善支援、小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等）を実施 ・教育及び就労（進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供、関係機関との連携による多様な進路選択に向けた助言に関する支援）を実施 	社会福祉課
子ども食堂への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂の立ち上げ時の相談体制を整え、開設支援を行うことで、子ども食堂の設置を促進 ・子ども食堂の円滑な運営を図るため、地域における関係者の連携を促進 ・子ども食堂への理解を深め、気軽に参加し、幅広い支援が得られるよう周知 ・子ども食堂の安全性を確保する取組を支援 	子育て支援課
保育等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等の整備促進 ・昼間保護者がいない家庭における小学校就学児童の健全な育成を図るために放課後児童クラブの設置促進 ・新・放課後子ども総合プランに基づく放課後児童クラブと放課後子供教室との連携促進 ・家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に行う子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施促進 ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う一時預かり事業の実施促進 	子育て支援課
ファミリー・サポート・センターの設置促進	子育てを地域の中で相互援助するファミリー・サポート・センターの設置促進	雇用労政課
利用者支援の実施促進	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う利用者支援の実施促進	子育て支援課
県営住宅入居における当選倍率優遇方式の実施	県営住宅の入居において、ひとり親世帯、子育て世帯（未就学児を持つ世帯）及び多子世帯（18歳未満の子が3人以上いる世帯）に対する当選倍率優遇方式の実施	住宅政策室

(注46) 生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、本人の置かれている状況や本人の意思を十分に確認した上で、支援の種類及び内容等を記載したもの。

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
 ー 基本施策 (2) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子育て世帯等を受け入れる民間賃貸住宅の登録・情報発信	子育て世帯を含む住宅確保要配慮世帯の居住の安定の確保を図るため、住宅確保要配慮者を受け入れる民間賃貸住宅の登録・情報発信	住宅政策室
生活保護費の支給と自立支援	生活保護世帯について、保護費の支給により最低限度の生活を保障するとともに、生活指導や就労支援等により自立を助長する。	社会福祉課
ひとり親家庭等に対する日常生活の支援	ひとり親家庭等において、修学や疾病などにより、家事援助、保育等のサービスが必要となった際の家庭生活支援員の派遣	子ども家庭課
子どもの成長や就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等を退所した子どもが、就職やアパート等の賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の保険料補助を実施 ・児童養護施設等を退所後すぐに就業する者又は大学等において高等教育を受ける者等に対し、安定した生活基盤を築くための支援や就職に必要な資格取得のための支援を実施 	子ども家庭課
職業的自立に向けた就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーター等を含む若年者の就職促進のため、企業での実践的な職業訓練を設定し、企業ニーズに即応した人材を育成 ・フリーター等を含む若年者の就職支援のため、若者就職サポートセンターにおける職業適性診断・指導、カウンセリング、各種支援セミナーなどを実施 	雇用労政課
ひとり親家庭の交流促進	ひとり親家庭内の親子や家庭間の交流を促進するため、イベントや研修を実施	子ども家庭課
子どもの生活支援対策の周知	リーフレット等を活用して、奨学金を含む行政等が実施している子どもの生活支援対策を分かりやすく周知	子育て支援課
相談・指導の実施	子育て及び児童全般に係る問題やひとり親家庭における生活一般や就業についての相談・指導の実施	子ども家庭課
子育て世代包括支援センターの設置促進	妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的・継続的に相談支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置を促進し、切れ目ない支援を実施	子育て支援課
相談職員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、自立相談支援機関の支援員向けの研修を実施 ・生活保護世帯への支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカー等に対する研修を実施 	社会福祉課
産後ケアなど、妊産婦の心身のケアへの取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・産後ケア、産婦健康診査、産前・産後サポート事業についての情報発信 ・すべての市町村が産婦健康診査に取り組み、要支援妊産婦への適切な支援ができるよう、県医師会等関係機関と連携し、体制を整備する。 ・保健所ごとに支援調整会議を開催し、産後うつ等ハイリスク妊産婦への継続的な支援体制づくりを行う。 ・産後も安心して育児ができるよう出産後の母子への心身のケアや育児サポートを行う産後ケアに取り組む市町村への支援 	子ども家庭課 保健所
乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）の推進	生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問により、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境を確保	子ども家庭課

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
 - 基本施策 (2) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
女性健康支援センター事業	予期せぬ妊娠等について相談に応じるため、本事業で設置している相談窓口について、SNSを活用した周知やSNSを経由した相談受付について検討する。	子ども家庭課
女性相談センターの運営	特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護を行うとともに、母子生活支援施設への一時保護委託や婦人保護施設への入所措置を行うなどの支援を行う。	子ども家庭課 女性相談センター
ひとり親家庭等への支援	県母子寡婦福祉連合会と連携し、ひとり親家庭等に対し、生活援助等を行う家庭生活支援員の派遣や、法律の専門家による相談等の支援を実施する。	子ども家庭課
里親制度の普及・啓発等	里親制度の普及・啓発についての広報活動を実施し、新規開拓を推進するとともに、専門里親等に、ファミリーホームへの移行を働きかけることにより、ファミリーホームの開設を促進	子ども家庭課 児童相談所
子どもの成長過程に応じた望ましい食生活習慣の定着	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携し乳幼児健診等における食育に関する保護者への情報提供 ・母子保健関係者への食育に関する情報提供 ・思春期のやせや肥満、望ましい食生活の在り方等を含めた思春期教育 	子ども家庭課 保健所 保健体育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、食に関する自己管理能力を育成 ・学校給食を活用した食に関する指導を推進 ・地域の特性を生かした農業体験学習の取組 ・「早寝早起き朝ごはん」等、家庭や地域への基本的な生活習慣に関する意識啓発のための取組の推進 	保健体育課 義務教育課 社会教育課
	「保育所保育指針」、「保育所における食事の提供ガイドライン」等の活用により、保育所等における食育を推進します。	子育て支援課
自立に向けた継続的養育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等で暮らす児童の進学や就労に際して、自立生活能力を向上させるため18歳以降の措置延長を活用 ・自立援助ホームの充実及び連携 	子ども家庭課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の母又は父等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて、これらの児童等の福祉を増進するための資金を貸付	子ども家庭課
代替養育を受けている子どもの家庭復帰に向けた支援	代替養育を受けている子どもが家庭に復帰する際には、児童相談所において、親子の面会、外泊等を通じて親子の良好な関係が築かれるよう支援するとともに、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関と連携し、家庭訪問等を通じ、子どもの安全確認や必要な支援を行う。	子ども家庭課 児童相談所
アフターケアの充実	児童養護施設退所者等に対し、里親支援専門相談員や職業指導員による措置解除後の児童の状況確認や相談等アフターケアの充実を促進	子ども家庭課

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
 ー 基本施策 (2) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
市町村の取組の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施する産後ケア、産婦健康診査及び産前・産後サポート事業並びに新生児訪問指導、乳児家庭全戸訪問及び養育支援訪問事業に対する支援 ・母子保健関係者の質の向上及び活動推進のための妊娠・出産・育児支援に関する研修の実施 ・子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の設置促進 	子ども家庭課 保健所 子育て支援課
児童養護施設等の小規模かつ地域分散化及び多機能化・機能転換の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先 ・既存ユニットについては多機能化・機能転換に向けて活用を促進 	子ども家庭課
里親支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・里親支援専門相談員の資質向上や関係機関との情報共有を図るため連絡会議を開催 ・里親支援を行うため、児童養護施設等における里親支援専門相談員の配置を促進 ・レスパイト・ケア^(注47)や里親サロン等による相談により、里親の負担を軽減 ・里親やファミリーホームに養育を委託している子どもに対する心のケアなど専門職員によるサポートを実施 	子ども家庭課 児童相談所
「子ども虐待防止ネットワーク会議」の開催	児童虐待の未然防止等のため、児童相談所及び関係機関が円滑な連携・協力を図ることを目的に、福祉、保健、医療、学校、警察等の関係機関が児童虐待の現状や課題等について、情報交換・協議を行う。	子ども家庭課 児童相談所
「子どもSOS地域連絡会議」の開催	児童虐待の早期発見等に関し、各地域振興局・支庁単位で、要保護児童対策地域協議会の運営主体である市町村や関係機関と児童相談所が各地域内における役割の明確化と相互の連携・協力体制の確立を図るため、児童虐待の対応等について、情報交換や研修等を行う。	子ども家庭課 児童相談所
児童相談所の人員体制の強化	政令で定められた配置基準に基づく児童福祉司等の配置、弁護士、医師の配置等による支援・相談体制の整備	子ども家庭課 児童相談所
児童相談所の職員の資質向上、専門性の確保	児童福祉司任用前講習等の義務研修の実施、民間研修機関等の実施する各種研修の受講	子ども家庭課 児童相談所
児童相談所の業務の見直し	介入的業務を行う職員と保護者支援を行う職員を分離する措置等の実施、第三者等による児童相談所業務に対する評価の実施の検討、民間委託の検討	子ども家庭課 児童相談所
マイナンバーの利用による各種手続きの負担軽減	児童扶養手当等に係る各種手続きにおいて、町村における公簿等による確認やマイナンバーによる情報連携を活用した添付書類の省略を推進する。	子ども家庭課

(注47) 委託児童を養育している里親家庭が、一時的な休息を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等又は他の里親を活用して当該児童の養育を行うこと。

③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ア 保護者に対する就労支援

保護者に対する就労やキャリアアップ支援による世帯所得の向上は、子どもの貧困対策の中でも、最も基本的かつ優先度の高い取組です。

保護者が社会から孤立して働けずにいることは、子どもの進路選択にも影響を与えうるため、保護者自身が自らのくらしの見通しを立て、その中で自立に向けた働き方について考えられる機会を持つように支援することも重要です。

一人一人のキャリアや経験等とそれぞれの置かれている状況に応じて、ハローワークと連携した就労支援や、スキルアップのための各種講習会の開催、自立に向けた資格取得の支援など、細やかな支援を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
経済的自立に向けた就労支援	若者就職サポートセンターにおける職業適性診断・指導やカウンセリング、各種支援セミナーなどを実施	雇用労政課
ひとり親家庭等に対する職業訓練	就労経験がない又は就労経験に乏しいひとり親家庭の母又は父等に対して、準備講習付きの職業訓練を実施	雇用労政課
生活困窮者に対する就労及び就労準備の支援	生活困窮者に対して、一般就労に向けた個別支援を行うほか、就労に向けた準備としての基礎能力の形成を図るための支援を実施	社会福祉課
仕事と子育ての両立がしやすい職場環境づくりの促進	男女ともに仕事と子育ての両立がしやすい職場環境づくりを推進するため、広報誌「労働かごしま」の発行や労働セミナーの開催、労働条件等の調査・公表を通じた、働き方の見直しや関係法令、各種助成制度の周知・啓発	雇用労政課
一時預かり等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に行う子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)の実施促進 ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う一時預かり事業の実施促進 	子育て支援課
ひとり親家庭等に対する就業・自立への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークとの連携によるひとり親家庭の母又は父等に対する就業相談を実施 ・ひとり親家庭の母又は父の就業を促進するため、職業能力開発のための講座受講料の一部を支給する。 ・就職の際に有利でありかつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格取得のための養成機関で1年以上修業する際に給付金を支給するとともに、養成機関への入学準備金及び資格取得後の就職準備金の貸付を実施 ・地域の実情に応じ、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会を開催 	子ども家庭課
ひとり親家庭等に対する日常生活の支援	ひとり親家庭等において、修学や疾病などにより、家事援助、保育等のサービスが必要となった際の家庭生活支援員の派遣	子ども家庭課

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
 - 基本施策 (2) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進	自立相談支援機関の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等との連携等により、各種支援に適切につながる体制の充実を図る。	社会福祉課
ひとり親家庭への親の学び直しの支援	生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に進学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用（高等学校等就学費）を支給	社会福祉課
生活保護受給者への就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援員による支援や、ハローワークと連携した支援、就労準備段階の者への支援等を実施 ・積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給 	社会福祉課
相談職員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、自立相談支援機関の支援員向けの研修を実施 ・生活保護世帯への支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカー等に対する研修を実施 	社会福祉課

④ 経済的支援

ア 経済的支援

貧困状態にある子どもたちや親にとって、経済的支援は、親の健康状態や就労状況にかかわらず世帯の日々の生活を安定させる観点から、大変重要です。

子どもの貧困対策として、就労や生活、教育に係る様々な取組を進めていく上で、子どもの育ちに影響を与える家庭環境としては、親の働き方や子どもとの関わり方等の要素も大きいことも踏まえながら、世帯の状況や所得に応じた、各種手当や給付・貸付制度等の活用により、世帯の生活の経済的基盤に対する支援を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
県営住宅における家賃の減免	県営住宅の入居者及び入居しようとする者で、収入が著しく低額な者に対し、関係法令に基づき家賃の減免を実施	住宅政策室
ひとり親家庭等に対する医療費助成	ひとり親家庭等に医療費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	子ども家庭課
児童手当の支給	中学校卒業までの児童のいる世帯への手当の支給	子育て支援課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため、父又は母と生計を同一としない児童を監護又は養育する者に対する手当を支給	子ども家庭課
ひとり親家庭の養育費の確保支援	弁護士、司法書士等の専門家による無料法律相談等を実施し、面会交流や養育費の確保に関する相談等に応じるなどきめ細やかな相談体制を整備	子ども家庭課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の母又は父等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて、これらの児童等の福祉を増進するための資金を貸付	子ども家庭課
たすけあい資金の貸付	県母子寡婦福祉連合会が、ひとり親の緊急な出費に対処するため、生活資金等一時的に必要とする小口資金を貸付	子ども家庭課

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
 ー 基本施策 (2) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子ども医療給付制度の充実	(乳幼児医療給付) ・経済的理由により受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐため、住民税非課税世帯の未就学児を対象に医療機関等における窓口負担をなくす乳幼児医療給付を行う市町村に対し、その経費の一部を補助 (子ども医療給付) ・住民税非課税世帯の高校生までを対象に医療機関等における窓口負担をなくす医療給付制度の実施を検討	子ども家庭課
奨学のための給付金	授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給	高校教育課 学事法制課
就学援助制度等の実施	・小・中学校に在籍する児童生徒が経済的理由によって就学困難な場合、その保護者に対し、市町村が学用品費や学校給食費、修学旅行費など就学に必要な経費を援助 ・特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等に在籍する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学用品費や交通費など、就学に必要な経費を援助	義務教育課 保健体育課
高校生・大学生等に対する奨学金の貸与	・学力及び人物が優れているのにも関わらず、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 ・大学等進学に係る経済的負担の軽減を図り、本県の将来を担う有為な人材を育成するため、奨学金を貸与	総務福利課
生活福祉資金（教育支援資金）の貸付	低所得者世帯の子どもが高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費の貸付	社会福祉課
進学準備給付金の支給	生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給	社会福祉課
幼児教育・保育の無償化	・3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼児教育・保育の利用料を無償化 ・各施設において実費徴収を行うこととされている食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助	子育て支援課
生活保護費の支給・支援	生活保護世帯について、保護費の支給により最低限度の生活を保障するとともに、生活指導や就労支援等により自立を助長する	社会福祉課
生活保護世帯への進学費用等の負担軽減	・生活保護制度による教育扶助（学校給食費等）を支給 ・生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際に、入学料、入学考査料等を支給 ・生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の大学等の進学費用に充てられる場合は、収入として認定しない ・生活保護世帯の子どもが、大学等進学後も引き続き、同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子どもの分の住宅扶助額を減額しない	社会福祉課
相談職員の資質の向上	・生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、自立相談支援機関の支援員向けの研修を実施 ・生活保護世帯への支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカー等に対する研修を実施	社会福祉課

⑤ 施策推進への支援等

ア 地域における施策推進への支援

子どもの貧困対策を効果的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した施策に取り組むことが重要となります。このためには、県民の幅広い理解の下、子どもを社会全体で支援する機運の醸成を図るとともに、市町村における子どもの貧困対策計画の策定を促進する必要があります。

また、国が実施する子どもの貧困実態等を把握するための調査研究及び子どもの貧困に関する指標に関する調査研究を通じて、地域における子どもの貧困の状況に関する地域別データを把握・提供するとともに、これらの調査研究やデータに基づいた計画の策定や施策の推進も必要となります。

子どもの貧困に関する県民の理解促進、市町村における子どもの貧困対策計画の策定等に対する支援、国による調査研究を踏まえた施策の推進に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子どもの貧困に関する県民の理解促進	子どもの貧困に関する県政出前セミナーや関係者に対する研修会等の実施	子育て支援課
	貧困にかかわらず、全ての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく、一人の人間として尊重されるよう、また、子どもの人権尊重の精神が育まれるよう、あらゆる機会と媒体を活用した啓発活動の推進	人権同和対策課
市町村における子どもの貧困対策計画の策定等に対する支援	市町村において、地域の実情や離島といった地理的特性を踏まえた計画が策定され、計画に基づく対策が適切に実施されるよう、説明会の開催や助言等の支援を実施	子育て支援課
施策の実施状況等の検証	子ども・子育て支援会議に設けた「子どもの生活支援対策部会」において、本計画に基づく具体的施策の実施状況や課題等を検証し、これを踏まえて具体的施策等の見直しや改善に努める。	子育て支援課

施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

基本施策 (3) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援

《現状及び課題》

2015（平成27）年の国勢調査によると、本県における母子家庭の7割以上、父子家庭の6割以上に中学生以下の子どもがいますが、「かごしま子ども調査」によれば、ひとり親家庭、特に母子家庭は所得が低い割合が高く、就労形態をみると正規雇用の割合が低いとの結果が出ており、また、父子家庭も二人親家庭の父親に比べ、正規雇用の割合が低いとの結果が出ています（図表－62, 図表－79, 図表－80, 図表－81）。

このため、母子家庭及び父子家庭や、かつて母子家庭として20歳未満の児童を扶養していた寡婦を含め、子育てや就業、経済面での支援等を通じて、自立を支援していくことが必要です。

《施策目標及び具体的施策》

① 子育て支援や生活支援策の推進

母子家庭の母及び父子家庭の父等が、安心して子育てをしながら生活できるよう、生活一般についての相談指導や、家事援助、保育等のサービスの提供、公営住宅の積極的な活用等を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
県営住宅入居における当選倍率優遇方式の実施	ひとり親世帯、子育て世帯（未就学児を持つ世帯）及び多子世帯（18歳未満の子が3人以上いる世帯）に対する当選倍率優遇方式の実施	住宅政策室
相談・指導の実施	子育て及び児童全般に係る問題やひとり親家庭における生活一般や就業についての相談・指導の実施	子ども家庭課
ひとり親家庭等に対する日常生活の支援	ひとり親家庭等において、修学や疾病などにより、家事援助、保育等のサービスが必要となった際の家庭生活支援員の派遣	子ども家庭課
ひとり親家庭の交流促進	ひとり親家庭内の親子や家庭間の交流を促進するため、イベントや研修を実施	子ども家庭課
子どもの生活支援対策の周知	リーフレット等を活用して、奨学金を含む行政等が実施している子どもの生活支援対策を分かりやすく周知	子育て支援課

② 就業支援策の推進

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が安定した雇用を確保し、自立した生活をする事ができるよう、職業能力向上のための訓練、就職に有利な資格取得の支援を実施するなど、就業面での支援体制の整備を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
ひとり親家庭等に対する職業訓練	就労経験がない又は就労経験に乏しいひとり親家庭の母又は父等に対して、準備講習付きの職業訓練を実施	雇用労政課

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
 ー 基本施策 (3) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
ひとり親家庭等に対する就業・自立への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークとの連携によるひとり親家庭の母又は父等に対する就業相談を実施 ・ひとり親家庭の母又は父の就業を促進するため、職業能力開発のための講座受講料の一部を支給する。 ・就職の際に有利でありかつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格取得のための養成機関で1年以上修業する際に給付金を支給するとともに、養成機関への入学準備金及び資格取得後の就職準備金の貸付を実施 ・地域の実情に応じ、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会を開催 	子ども家庭課
相談・指導の実施	子育て及び児童全般に係る問題やひとり親家庭における生活一般や就業についての相談・指導の実施	子ども家庭課

③ 養育費の確保支援の推進

母子家庭及び父子家庭が養育費を確保できるよう、専門家による相談体制を整備し、養育費の取り決めの促進等を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
養育費の確保支援	弁護士、司法書士等の専門家による無料法律相談等を実施し、面会交流や養育費の確保に関する相談等に応じるなどきめ細やかな相談体制を整備	子ども家庭課

④ 経済的支援策の推進

母子家庭・父子家庭等の健康を保持し、生活の安定を図るため医療費の助成を行うとともに、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付により、経済的支援を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
ひとり親家庭等に対する医療費助成	ひとり親家庭等に医療費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	子ども家庭課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため、父又は母と生計を同一としていない児童を監護又は養育する者に対する手当を支給	子ども家庭課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の母又は父及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて、これらの児童等の福祉を増進するための資金を貸付	子ども家庭課
たすけあい資金の貸付	県母子寡婦福祉連合会がひとり親の緊急な出費に対処するため、生活資金等一時的に必要とする小口資金を貸付	子ども家庭課
幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民非課税世帯の子どもについて、利用料を無償化	子育て支援課
実費徴収にかかる補足給付	低所得世帯の子どもが特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合に当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助	子育て支援課

施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

基本施策 (4) 子ども・若者を育てる環境づくりの推進

《現状及び課題》

近年、スマートフォンなど様々な情報通信端末の普及に伴い、ネットいじめや児童ポルノなど青少年が犯罪の被害者や加害者となる深刻な問題が発生しており、その形態は、多様化・深刻化しています。

子どもたちが、流通する情報を的確に選択する能力の向上を図るとともに、家庭、学校、警察、関係業界及び地域の関係機関・団体等が相互に協力しながら、地域が一体となって有害情報の発信者に対する自主的・主体的な取組を働きかけていくことが必要となります。

また、10代の人工妊娠中絶や性感染症などに対して引き続き取組を推進し、子どもたちの性に関する正しい理解と知識の啓発を図ることが成人期に向けても必要となります。

《施策目標及び具体的施策》

① 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

ア 有害環境浄化活動の推進

家庭、学校、警察、関係業界及び地域の関係機関・団体等の地域住民と緊密な連携を図り、鹿児島県青少年保護育成条例等に基づき、有害図書類視聴制限の徹底、カラオケ・コンビニ等への立入調査、インターネット上の青少年有害情報フィルタリングソフト及びフィルタリングサービス利用の普及啓発を行います。

また、飲酒・喫煙防止活動等を行うとともに、街頭キャンペーンによる啓発活動や不正薬物の排除により薬物乱用の防止に努め、子どもたちにとって健全な社会環境づくりに努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室を通じた情報モラル教育の実施 ・フィルタリングの普及促進活動 ・サイバーパトロールの実施 ・リーフレット配布及び広報活動の実施による有害サイトに係る被害防止対策の充実 ・未成年者の飲酒・喫煙防止活動 ・遊技場等への立入りによる防犯協力依頼の実施 	少年課
青少年環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「郷土に学び・育む青少年運動」の推進 ・県青少年保護育成条例の適正な運用 ・青少年保護育成審議会の開催 ・地域振興局及び支庁における青少年環境づくり懇談会の開催 ・書店、レンタルビデオ店、カラオケ、コンビニ・携帯ショップ等に対する立入調査、指導の実施 ・青少年環境情報誌「ヘルシーユースかごしま」の発行 	青少年男女共同参画課
県民の総力をあげて犯罪をなくす県民運動の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭キャンペーン等による万引き防止など防犯意識啓発活動 ・県民運動実施要綱を県内各小・中学校へ配布 ・県民運動広報ポスターを県内各高校へ配布 	くらし共生協働課 生活安全企画課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
薬物乱用を許さない環境づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭キャンペーン等による薬物乱用防止啓発活動 ・地域における薬物乱用防止指導員の活動強化 ・無承認無許可医薬品の疑いのある製品の買上検査の実施 	薬務課

② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

ア 性教育，喫煙・飲酒，薬物乱用防止教育の推進

子どもたちに性についての正しい知識を適切に提供・教育することで、子どもたちが性に関する行動を自ら考え、自ら決定できる能力を身に付けたり、「いのち」の大切さや相手を思いやる気持ちを培うことができるよう取組を推進します。

喫煙・飲酒について、その健康被害に関する正しい知識の提供に努めるとともに、家庭、学校、地域が一体となってその予防に取り組みます。また、職場や公共の場所における受動喫煙防止対策の普及促進を図ります。

薬物の影響・怖さなどを伝える薬物乱用防止教室等を開催し、薬物乱用の防止に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
正しい性の知識の提供と子どもたちが自ら決定できる能力獲得への取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期の子どもたちの身体と心の悩みへの相談に対応 ・性や性感染症等に関する正しい知識の提供と自ら性に関する適切な行動がとれるよう、思春期の子どもたちへの健康教育の実施 ・学校保健及び母子保健関係者の連携やネットワーク構築による思春期の課題の情報共有と課題への取組の推進 ・エイズ予防普及啓発講演会等による高校生等への普及の推進 	子ども家庭課 健康増進課 保健所
	<ul style="list-style-type: none"> ・発達の段階を踏まえた性に関する指導の充実 ・専門家、関係機関等との連携による性に関する指導の充実 	保健体育課
喫煙・飲酒，薬物乱用防止教育の推進	学校における，喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	保健体育課
	ホームページ等を活用した喫煙や飲酒が健康に及ぼす影響等に関する情報の提供	健康増進課
	<ul style="list-style-type: none"> ・中学・高校生に対する薬物乱用防止教育及び大学への出前講座の実施 ・地域住民に対する薬物乱用防止啓発セミナーの実施 	薬務課
	非行防止教室，薬物乱用防止教室の開催	少年課

イ 思春期の子ども心のケアに関する支援体制の充実

欲求・不安・悩み・ストレスへの適切な対処法について、子どもたちへの教育や職員への指導・助言ができる体制づくりに努めます。

また、家庭、学校、地域、行政、保健・医療従事者等の関係者や関係機関・団体との連携をさらに図るとともに、各々の役割等について相互理解を深めることにより、地域社会において思春期の子どもたちを支える環境づくりに努めます。

併せて、自殺対策についても、相談支援体制の充実に努めます。

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
 - 基本施策 (4) 子ども・若者を育てる環境づくりの推進

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
ストレス等に対する指導・助言体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健関係者への思春期精神保健等に関する知識の普及 ・精神保健福祉センターにおける専門医の配置による相談体制の充実、相談支援に従事する関係者への研修の実施 ・思春期の子どもを含めた具体的な自殺対策の取組を協議するための「自殺対策連絡協議会」の開催及び自殺予防情報センターにおける相談対応など ・LINE などインターネットを利用して10代の自殺対策に取り組む民間団体の活動への助成 	子ども家庭課 保健所 精神保健福祉センター 障害福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置による助言・指導体制の充実 ・高等学校への臨床心理士等の派遣，SNSを活用した相談・通報，SOSの出し方に関する教育の実施による相談体制の充実 	義務教育課 高校教育課

施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

基本施策 (5) 子ども・若者の社会的自立の支援

《現状及び課題》

不登校やひきこもりなどは、経済的な困窮やいじめ、家族関係など多岐にわたる様々な要因が複合的に絡み合っています。そこで、不登校やひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への対応については、子ども・若者が有する問題や置かれた環境の状況等を的確に捉え、きめ細かな支援を行うことが必要です。

《施策目標及び具体的施策》

① 不登校・ひきこもり等の子ども・若者への支援

ア 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援

不登校やひきこもりなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者のための総合相談窓口として、かごしま子ども・若者総合相談センター及びひきこもり地域支援センターを運営するとともに、子ども・若者支援地域協議会の開催等により、関係機関・団体が連携・協力した取組を進めます。さらに、フリーター等を含む若年者の職業的自立に向けた就労支援を図るため、職業訓練や若者就職サポートセンター^(注48)、地域若者サポートステーション^(注49)における職業適性診断・指導やカウンセリングなどを実施します。

また、不登校や問題行動等の未然防止、早期発見のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置するなど、学校、家庭、関係機関が一体となった取組を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子ども・若者のための総合相談窓口の運営及び支援	<ul style="list-style-type: none"> かごしま子ども・若者総合相談センターの運営等による子ども・若者の相談対応・支援 子ども・若者支援地域協議会の開催等による専門家や関係機関・団体と連携・協力した子ども・若者の支援 	青少年男女共同参画課
ひきこもりの支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもり本人等からの相談に応じ、指導助言を行うとともに、対象者の状況に応じて、医療・教育・労働・福祉などの関係機関と連携して支援 ひきこもりに関するリーフレットを作成し、ひきこもり問題に対する普及啓発を図るとともに、ひきこもり支援関係者の資質向上のための研修会を実施 	障害福祉課

(注48) 若者に対し、就職に関するあらゆるサービスをワンストップで一元的に提供し、本県若年者の雇用環境の改善を図る施設

(注49) 学校卒業若しくは中途退学又は離職後、一定期間無業の状態にある者の職業的自立を支援するための施設

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
 - 基本施策 (5) 子ども・若者の社会的自立の支援

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
職業的自立に向けた就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーター等を含む若年者の就職促進のため、企業での実践的な職業訓練を設定し、企業ニーズに即応した人材を育成 ・フリーター等を含む若年者の就職支援のため、若者就職サポートセンターにおける職業適性診断・指導、カウンセリング、各種支援セミナーなどを実施 ・地域若者サポートステーションにおいて、学校卒業若しくは中途退学又は離職後、一定期間無業の状態にある者の職業的自立を支援 	雇用労政課
	高校へのキャリアガイダンススタッフの配置による就労支援の充実	高校教育課
不登校や問題行動等に対する学校等における取組の推進	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した不登校や問題行動等に係る相談・指導体制、支援施策の充実	義務教育課 高校教育課
性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・性同一性障害を含む「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実 ・性同一性障害に係る児童生徒について、個別の事案に応じた適切な支援 	人権同和教育課

施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

基本施策 (6) 社会的養育の充実・強化

《現状及び課題》

県社会的養育推進計画に基づき、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、里親等への委託や施設入所等の措置を行う必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

① 代替養育体制の充実

ア 里親等への委託の推進

里親制度の普及・啓発や里親等への支援などを図り、家庭での養育に欠ける子どもに対し、家庭における養育環境と同様の養育環境を提供し、その健全な育成が図られるよう努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
里親制度の普及・啓発等	里親制度の普及・啓発についての広報活動を実施し、新規開拓を推進するとともに、専門里親等に、ファミリーホームへの移行を働きかけることにより、ファミリーホームの開設を促進	子ども家庭課 児童相談所
里親支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・里親支援専門相談員の資質向上や関係機関との情報共有を図るため連絡会議を開催 ・里親支援を行うため、児童養護施設等における里親支援専門相談員の配置を促進 ・レスパイト・ケア^(注50)や里親サロン等による相談により、里親の負担を軽減 ・里親やファミリーホームに養育を委託している子どもに対する心のケアなど専門職員によるサポートを実施 	子ども家庭課 児童相談所

イ 児童養護施設等の機能の充実

子どものプライバシーに配慮した生活環境や学習環境等の整備を促進するとともに、より家庭的な環境の中での専門的なケアや自立支援が行えるよう、施設の状況に即した児童養護施設及び乳児院の小規模かつ地域分散化及び多機能化・機能転換に向けた取組を促進します。

また、施設における職業指導員等の活用により、適切な職業観の形成や生活技術の取得等、自立する力を身につける養育が行われるよう支援します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
施設の小規模かつ地域分散化及び多機能化・機能転換の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先 ・既存ユニットについては多機能化・機能転換に向けて活用を促進 	子ども家庭課

(注50) 委託児童を養育している里親家庭が、一時的な休息を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等又は他の里親を活用して当該児童の養育を行うこと。

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
 ー 基本施策 (6) 社会的養育の充実・強化

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
施設の専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・施設職員の専門性の向上のため、各種研修内容の充実 ・児童の処遇アセスメントの見直し及び施設の地域支援機能強化のため、全ての施設に心理担当職員の配置を促進 	子ども家庭課
学習指導の強化	個々の学力・態様に応じた学習環境を整え、進学に対する学習指導やスポーツ・ダンス等表現活動により情緒を安定させ児童の自立を支援する学習指導を促進	子ども家庭課
就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・施設における職業指導員の配置を促進 ・職業指導員による児童の適性、能力等に応じた職業選択に関する助言、情報の提供 	子ども家庭課
自立に向けた継続的養育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・進学や就労に際して、自立生活能力を向上させるため18歳以降の措置延長を活用 ・自立援助ホームの充実及び連携 	子ども家庭課
アフターケアの充実	里親支援専門相談員や職業指導員による措置解除後の児童の状況確認や相談等アフターケアの充実を促進	子ども家庭課

施策の方向 5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり

基本施策 (1) 良好な雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進

《現状及び課題》

結婚や子育てを行う上においては、仕事と生活の両立を図る必要がありますが、長時間労働は全体的に減少傾向にあるものの、子育て期にある30代及び40代の男性で長時間労働を行う人の割合は依然として高い水準にあり、働き方の見直しが必要になっています(図表-45, 図表-47)。

本県におけるワーク・ライフ・バランスに取り組む企業は年々増加していますが、本県は、全国と比較して労働時間が長く、年次有給休暇等の取得率も低い状況にあり、長時間労働の是正や経営者・管理職の意識改革、男性の育児休暇取得促進、女性の就業継続に向けた環境整備など、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを更に推進していく必要があります(図表-37)。

また、仕事と生活の両立には、職場の理解と協力が必要です。県民意識調査によると、子育ての支援のために、企業に整備してほしい制度として、「妊娠中、育児中の勤務時間の短縮」や「育児休業中の収入補填」、「フレックスタイム制度の導入」という回答が多くなっています(図表-56)。

このため、働き方改革や仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業の登録・紹介、育児の日の普及促進など、仕事と子育ての両立に向けた広報・啓発に努め、良好な雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。

《施策目標及び具体的施策》

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

ア 仕事と生活の調和実現に向けた普及啓発

「かごしま『働き方改革』推進企業」の認定・紹介や「育児の日」の普及促進、女性活躍に取り組む企業への支援等を通じて、仕事と生活の調和実現に向けた広報・啓発に努め、職場を優先する意識や慣行の見直しを図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
仕事と子育ての両立がしやすい職場環境づくりの促進	男女ともに仕事と子育ての両立がしやすい職場環境づくりを推進するため、広報誌「労働かごしま」の発行や労働セミナーの開催、労働条件等の調査・公表を通じた、働き方の見直しや関係法令、各種助成制度の周知・啓発	雇用労政課
「かごしま子育て応援企業」の登録・紹介	従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を「かごしま子育て応援企業」として登録・紹介し、県内企業の子育て支援に対する自主的な取組を促進	雇用労政課
「かごしま『働き方改革』推進企業」の認定・紹介	長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備など、働き方改革に取り組む企業を「かごしま『働き方改革』推進企業」として認定・紹介し、県内企業の積極的な取組を促進	雇用労政課
「育児の日」の普及促進	妊婦及び子どものいる世帯を地域全体で応援する機運の醸成に資するとともに、仕事と家庭生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について考える契機となるよう、町内会、NPO、市町村社会福祉協議会等と連携して、「育児の日」の普及促進	子育て支援課

第5章 - 施策の方向 5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり
 ー 基本施策 (1) 良好な雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「育児の日」協力企業の登録・紹介	「育児の日」に、ノー残業デーや年休取得促進日を設定するなど の取組を行う企業について、「育児の日」協力企業として登録する ことにより、ワーク・ライフ・バランスの促進を図る	子育て支援課
男性の家事・育児参加促進	男性（父親）の積極的な家事・育児参加を促進するため、ワーク・ ライフ・バランス等について企業などへの周知を図る	子育て支援課
女性活躍推進に取り組む企業への支援	中小企業における一般事業主行動計画の策定を促進し、女性の 活躍状況の「見える化」を図るとともに、職場における女性の採用、 定着、登用に資する取組を支援	男女共同参画室
「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」の登録・紹介	女性が働きやすい環境づくり、環境整備、制度の導入、登用や採 用目標などについて、それぞれの状況に応じた取組を宣言する企 業を「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」として登録・紹介し、企業 の自主的な取組を支援	男女共同参画室
女性活躍を推進するフォーラム等の実施	企業トップ等を対象としたフォーラムの開催や、女性の活躍推 進に積極的に取り組む企業の表彰、働く女性の意欲の向上及び能 力開発の支援等を通じた女性が活躍できる環境づくりの推進	男女共同参画室 男女共同参画センター
県建設工事入札参加資格の格付における技術事項等評価点数への加点	県が発注する建設工事の入札参加資格の取得を希望する建設業 者が、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を 策定・届出している場合、技術事項等評価点数に加点	監理課

施策の方向 5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり

基本施策 (2) 仕事と子育ての両立のための環境整備の促進

《現状及び課題》

本県における就業している女性の数(15～64歳)は年々増加していますが、共働き世帯が増加する中で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しています(図表-38, 図表-42)。

また、本県における男性の家事・育児関連時間は全国平均より短いなど、家庭責任の多くを女性が担っている現状にあります(図表-43, 図表-47)。

このため、広報誌やセミナーを通じた啓発による育児の日の普及に取り組むとともに、男性の育児休業取得促進など、男性の積極的な家事・育児参加を促進し、女性の就労継続に向けた環境を整えていきます。

併せて、保育所や認定こども園等の整備促進による待機児童の解消を図るほか、子どもを持つ親の多様な働き方にも対応できる保育サービスの充実等の取組を促進し、仕事と子育ての両立のための環境整備をより一層進めます。

《施策目標及び具体的施策》

① 仕事と子育ての両立のための環境整備

ア 子育てと仕事を両立させやすい環境づくり

親が安心して仕事と子育ての両立ができるようにするため、地域の実情に応じて、認定こども園や放課後児童クラブなどの整備を促進します。また、様々な保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実等の取組を促進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
保育所及び認定こども園の整備促進	多様な保育ニーズに対応した保育サービスの確保や待機児童解消及び耐震化を図るための保育所、認定こども園の整備促進	子育て支援課
放課後児童クラブの整備促進	・新・放課後子ども総合プランに基づく待機児童解消を図るための放課後児童クラブの整備促進	子育て支援課
利用者支援の実施促進	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う利用者支援の実施促進	子育て支援課
延長保育の実施促進	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を行う延長保育の実施促進	子育て支援課
地域子育て支援拠点の設置促進	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行い、子育てについての相談、情報提供などを行う地域子育て支援拠点の設置を促進	子育て支援課
一時預かり事業の実施促進	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う一時預かり事業の実施促進	子育て支援課
病児保育の実施促進	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う病児保育の実施促進	子育て支援課

第5章 - 施策の方向 5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり
 - 基本施策 (2) 仕事と子育ての両立のための環境整備の促進

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子育て短期支援の実施促進	家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に行う短期預かり事業の実施促進	子育て支援課
「育児の日」の普及促進	妊婦及び子どものいる世帯を地域全体で応援する機運の醸成に資するとともに、仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について考える契機となるよう、町内会、NPO、市町村社会福祉協議会等と連携して、「育児の日」の普及促進	子育て支援課
「育児の日」協力企業の登録・紹介	「育児の日」に、ノー残業デーや年休取得促進日を設定するなど取組を行う企業について、「育児の日」協力企業として登録することにより、ワーク・ライフ・バランスの促進を図る	子育て支援課
ファミリー・サポート・センターの設置促進	子育てを地域の中で相互援助するファミリー・サポート・センターの設置促進	雇用労政課

施策の方向 5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり

基本施策 (3) 雇用の場の確保

《現状及び課題》

少子化の要因の一つである未婚化については、その原因として、若者の雇用形態の不安定さなどからくる経済的基盤の弱さが指摘されています。

本県の雇用者（役員を除く）のうち非正規雇用者の割合は、男女ともに増加しており、経済的基盤の弱さを克服するには、安定した雇用が必要不可欠です（図表－ 33，図表－ 35）。

雇用の創出に当たっては、本県の強みである農林水産業やそれらを活用した食品関連産業等、電子・自動車関連産業の集積を生かすとともに、本県特有の観光資源や地域資源を最大限に生かしながら産業振興に向けた取組を進めていきます。

また、共働き世帯が増加する中で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しています（図表－ 38，図表－ 42）。

女性が自らの希望に応じて最大限に能力を発揮し、働くことができるよう、女性の就労継続に向けた雇用環境を整備する必要があります。

さらに、本県においては、非正規雇用労働者における女性の割合が高くなっているため、その待遇を改善するとともに、女性や若者などの多様な働き方の選択肢を広げていく必要があります（図表－ 34）。

《施策目標及び具体的施策》

① 県内雇用の確保と創出

ア 働く場の創出

鹿児島にしごとをつくり、安心して働けるようにするため、鹿児島の特性を生かした付加価値の高い産業の創出や地域産業の競争力強化に取り組むとともに、地域経済に付加価値を生み出す核となる企業の立地促進や立地企業の成長支援等に取り組むなど、本県の雇用創出力向上を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
農林水産業における担い手の確保・育成	本県農林水産業を支える担い手の確保・育成を図るため、情報の提供や各種相談会の実施、現場における研修等を支援	農政課 森林経営課 経営技術課 水産振興課
国内外からの誘客促進	県内外で開催される大規模イベントをはじめ、今後見込まれる奄美の世界自然遺産登録などを契機に、関係団体とも連携し、国内外からの誘客を促進することにより、観光産業の振興を図る。	観光課
新たな起業家の育成支援	新たな雇用の創出や、若者・女性の活躍の場の拡大、地域活性化を図るため、創業を志す者や創業後間もない事業者に対して、創業初期の負担軽減などの支援を行うとともに、地域への経済波及効果が高い事業等の発掘及び育成等を実施	産業立地課
創業や新分野進出等に 取り組む製造業者への 支援	創業や新たな分野への進出、規模拡大に取り組む中小製造業者の経営計画の策定、研究開発、設備投資等を一貫して支援することで、雇用の確保や地域経済の活性化を促進	産業立地課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
企業立地の促進	本県の特性を生かした食品関連産業や電子、自動車関連産業をはじめ今後、成長が見込まれる環境・新エネルギー産業など付加価値の高い次世代の基幹産業を担う企業の立地促進や立地企業の成長支援	産業立地課

イ 県内雇用の促進

結婚、妊娠・出産、子育ての各段階のいずれにおいても、就労を望む場合に、望むタイミングで望む働き方ができるという希望がかなう環境を整備することが重要であることから、個々人の希望を踏まえた正社員化の促進や処遇改善、子どもを持ちながら働き続けることができるよう雇用の促進する取組を進めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
若年者等に対する就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ・本県若年者等の就職支援のため、若者就職サポートセンターにおいて、職業適性診断・指導やカウンセリング、各種支援セミナーなどを実施 ・若年者等の県内企業への就職促進を図るため、経済団体や県内企業等に対し、県内定着の推進に向けた取組を要請 ・国との連携による、新規学卒者や若年者を対象とした県内企業合同説明会の実施や、県外進学者や県外就労者等を対象としたU I J ターンフェアの首都圏等での開催 	雇用労政課
女性に対する再就職支援	結婚・出産・子育て等により就労を中断し、再就職を希望する女性を対象に、再就職に必要な知識等の習得のための研修を実施	雇用労政課
かごしま故郷人財確保・育成プロジェクトの推進	ふるさと鹿児島の人財確保・育成を図るため、これまでの取組に加え、新たな視点として、鹿児島で働き、暮らすことのメリットの啓発や、県内産業の魅力アップ、外国人材を含む人材確保のための新たな仕組みづくりなどに、経済界や関係団体とも連携し、「オール鹿児島」で中長期的な観点での人財確保・育成に取り組む。	商工政策課

鹿児島の特徴を生かした子ども・子育ての取組

鹿児島県では、本県の魅力や強みである様々な特徴を生かして、鹿児島らしい子ども・子育ての取組を進めています。

(1) 「優しく温もりのある地域社会」を生かした取組

本県は、子どもや高齢者を対象としたボランティア活動を行う人の割合が全国の中でも上位であるなど、地域で支え合う仕組みが残っていると同時に、地域づくりなど社会的な課題に住民が自発的・自立的に取り組むNPO法人数は、人口当たり全国4位と高い水準にあります。

このような中で、多様な主体が県内各地域において、子育て世代の交流の場の提供や育児相談、放課後児童クラブの運営など、子ども・子育ての取組を進めています。

① 子育て経験者による子育て支援の促進

地域子育て支援拠点やファミリー・サポートセンターなどを活用した地域住民同士の結びつきを生かした子育て経験者による子育て支援等の取組を促進

② 高齢者が行う子育て支援活動の促進

子育て支援活動に対するポイントを加算し、高齢者による子育て支援活動を促進

③ 子ども食堂の支援

子ども食堂の立ち上げ時の相談体制整備や開設支援を行うことによる設置促進を図るとともに、地域における関係者の連携を促進。また、子ども食堂への理解を深め、気軽に参加し、幅広い支援が得られるよう周知

(2) 「教育的風土や伝統的な地域の教育力」を生かした取組

本県は、西郷隆盛や大久保利通といった、近代国家・日本の形成に大きく寄与した先人達を数多く輩出しました。今なお、このような幕末の混乱期に未来を切り拓いた若者を育てた教育的風土や、地域全体で子どもたちを育てるといった伝統的な地域の教育力が継承されています。

① かごしま地域塾

地域の^{えにし}縁や地域社会に蓄積された様々な知恵を生かした異年齢集団での体験活動等の実施

② 放課後子ども教室への支援

子どもたちの安心・安全な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動を実施する放課後子ども教室への支援

③ 子ども会や公民館の活動支援

体験活動等を通し、郷土に誇りを持つとともに、社会性や自主性を持つ子どもを育む活動を行うあいご会などの子ども育成会、公民館活動等を支援

④ かごしま青年塾

これからの鹿児島を担う青壮年層を対象に、各界で活躍する経営者やリーダー等との交流や現地での研修等を通して、次世代鹿児島の地域を支えるリーダーを育成

(3) 「豊かな自然、個性ある歴史と多彩な文化」を生かした取組

本県は、桜島、離島、温泉、黒潮など、豊かな自然環境に恵まれています。

19世紀には、反射炉や各種工場の建設や英国への留学生派遣などを行い、明治維新を中心に、鹿児島は、当時の日本をリードする大きな力を持つようになり、新しい国家を樹立する原動力となりました。

また、本県は、いわゆる大和文化圏と琉球文化圏との接点であったことも影響し、個性豊かな祭礼行事や民俗芸能が存在し、各地で多様な生活文化が育まれています。

このような自然、歴史、文化の保全を図るとともに、子どもたちの理解と認識を深め、心豊かに育つ環境づくりを進めます。

① 山村留学受入れの支援

豊かな自然や地理的特性を生かし、県内外からの山村留学受入を支援

② 自然体験活動の推進

豊かな自然の中で、思いやりや耐性、自主性、社会性、協調性などを身につけさせるために、青少年社会教育施設等を利用した自然体験や生活体験を実施

③ 歴史、文化遺産の周知・活用の推進

郷土の理解と認識の醸成及びその活用による学習機会の充実

④ 歴史を生かした青少年相互交流

姉妹盟約を結んでいる岐阜県の青少年や、友好協定を締結している英国のロンドン・カムデン区とマンチェスター市の青少年との相互交流活動

明治維新150周年を契機として薩長土肥4県が締結した「薩長土肥同盟」に基づき、4県の高校生による相互交流

(4) 「成長著しいアジアに近接した地理的優位性」を生かした取組

本県は、我が国本土の最南端に位置し、世界の経済成長の6割を占めるアジアに近接しています。

さらに、香港、シンガポール、韓国、中国など、アジア地域を中心とした海外との長年にわたる幅広い分野での交流実績を有しています。

この地理的優位性を生かし、様々な交流を行うことにより、国際的な視野を持った人材の育成を図ります。

① 直行便で結ばれているアジアの主要都市との交流

アジア経済圏の主要都市であり、本県と国際定期路線が就航しているソウル、上海、台北に大学生・社会人を派遣し、現地若手企業人との交流や経済活動の現場体験等を実施

② 香港・シンガポールとの交流

本県と関わりの深い香港・シンガポールに高校生を含む青少年を学校等へ派遣

③ 中国の大学との交流

本県と包括協定を締結している中国の清華大学への県内大学生の留学派遣

SDGs（持続可能な開発目標）との関係

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなすものであり、2030（令和12）年までに、実行、達成すべき事項が整理されています。

SDGsは「『誰一人取り残さない』持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を目指しており、持続可能な世界を実現するため、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、17のゴールと169のターゲット、232の指標が定められています。

SDGsは「かごしま子ども未来プラン2020」の施策とも、方向性を同じくするものであり、本計画は、以下のとおり、SDGsの「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」など、10のゴールに関連しています。

そのため、本計画に沿って具体的施策に取り組むことは、SDGsの目標達成にもつながります。



本計画の「施策の方向」	SDGs
1 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり	3 すべての人に健康と福祉を 10 人や国の不平等をなくそう
2 安心して子育てができる社会づくり	3 すべての人に健康と福祉を 5 ジェンダー平等を実現しよう 8 働きがいも経済成長も 11 住み続けられるまちづくりを
3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり	3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 10 人や国の不平等をなくそう
4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり	1 貧困をなくそう 2 飢餓をゼロに 3 すべての人に健康と福祉を 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナースHIPで目標を達成しよう
5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり	5 ジェンダー平等を実現しよう 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう

【コラム】奄美高子宝地域の要因

P19 のとおり

【コラム】県の実組（かごしま地域塾）

鹿児島県の教育的風土や伝統を生かした地域における子育ての実組

【コラム】指宿市の実組（いぶすき学校応援団）

学校、家庭、地域が一体となり、公民館を核とした様々な体験活動等をとおして、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えている実組

【コラム】徳之島における子育て支援

- ・地域力による子どもの見守り
集落活性化に向けた実組（小規模校の維持、住宅政策）
- ・保育料や医療費などの無償化、出産祝金支給
- ・海外派遣や学力向上対策、NPO 法人との連携 など

【コラム】やねだん（鹿屋市柳谷自治会）の実組

長年の実組が奏功し、子育て世代が戻ってきたことにより、子どもの数も増えてきている集落の実組

- ・町内放送による子どもの活躍紹介
- ・日常の公民館活動・声かけ活動
- ・寺子屋（学習支援） ・U ターン者のインタビュー など

【コラム】SDG s（持続可能な開発目標）との関係

P169 のとおり

第6章 子ども・子育て支援新制度の推進

1 区域の設定

(1) 趣旨

計画においては、教育・保育の量の見込み（需要量）と実施しようとする教育・保育の提供方法と実施時期（確保方策）を定める単位となる区域を設定することになっています。

設定に当たっては、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案し、広域利用等の実態を踏まえることとなっており、この区域が、教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となります。

(2) 内容

市町村が定める教育・保育提供区域を勘案し広域利用等の実態を踏まえた結果、県設定区域は市町村単位とします。

具体的には、以下の43区域です。

鹿児島市地域（鹿児島市）	長島町地域（長島町）
鹿屋市地域（鹿屋市）	湧水町地域（湧水町）
枕崎市地域（枕崎市）	大崎町地域（大崎町）
阿久根市地域（阿久根市）	東串良町地域（東串良町）
出水市地域（出水市）	錦江町地域（錦江町）
指宿市地域（指宿市）	南大隅町地域（南大隅町）
西之表市地域（西之表市）	肝付町地域（肝付町）
垂水市地域（垂水市）	中種子町地域（中種子町）
薩摩川内市地域（薩摩川内市）	南種子町地域（南種子町）
日置市地域（日置市）	屋久島町地域（屋久島町）
曾於市地域（曾於市）	大和村地域（大和村）
霧島市地域（霧島市）	宇検村地域（宇検村）
いちき串木野市地域（いちき串木野市）	瀬戸内町地域（瀬戸内町）
南さつま市地域（南さつま市）	龍郷町地域（龍郷町）
志布志市地域（志布志市）	喜界町地域（喜界町）
奄美市地域（奄美市）	徳之島町地域（徳之島町）
南九州市地域（南九州市）	天城町地域（天城町）
伊佐市地域（伊佐市）	伊仙町地域（伊仙町）
始良市地域（始良市）	和泊町地域（和泊町）
三島村地域（三島村）	知名町地域（知名町）
十島村地域（十島村）	与論町地域（与論町）
さつま町地域（さつま町）	

2 各年度における県設定区域ごとの教育・保育の量の見込み及び確保方策

市町村と調整，協議を行い，別表のとおりとします。

保育については，「子育て安心プラン」に基づき，2020（令和2）年度末まで，その他については2024（令和6）年度末までに区域ごとの教育・保育の量の見込みに対応する確保方策を設定しています。

(1) 各区域

① 鹿児島市区域

	1年目（令和2年度）					2年目（令和3年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み										
②確保方策										
② - ①										
	5年目（令和6年度）									
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計					
①量の見込み										
②確保方策										
② - ①										

② 鹿屋市区域

	1年目（令和2年度）					2年目（令和3年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み										
②確保方策										
②－①										

	3年目（令和4年度）				4年目（令和5年度）					
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み										
②確保方策										
②－①										

	5年目（令和6年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み					
②確保方策					
②－①					

県で定める数	
1号認定子ども	
2号認定子ども	
3号認定子ども	

(2) 県計（参考値）

	1年目（令和2年度）					2年目（令和3年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み										
②確保方策										
②－①										

	3年目（令和4年度）					4年目（令和5年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み										
②確保方策										
②－①										

	5年目（令和6年度）				
	1号認定	うち2号認定 (保育ニーズ)	2号認定	3号認定	計
①量の見込み					
②確保方策					
②－①					

(3) 県の認可、認定に係る需給調整の考え方

県設定区域ごとに判断をします。

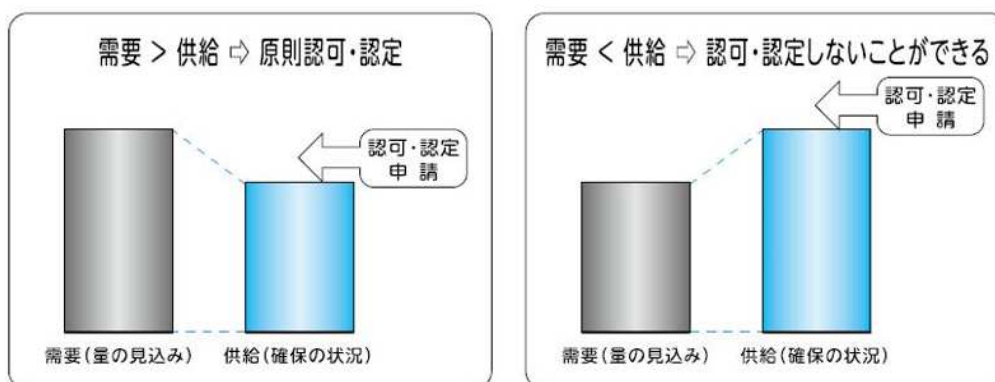
① 基本的考え方

区域ごとに、量の見込みと確保方策の状況に応じ、以下のとおり、認定こども園・保育所の認可・設定を行います。

原則認可・認定

量の見込み(需要) > 供給(確保の状況) ⇨ (適格性・認可基準を満たす申請者である場合)

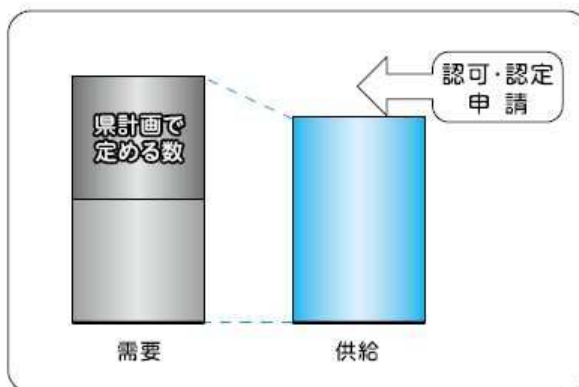
需要(量の見込み) < 供給(確保の状況) ⇨ 認可・認定しないことができる (=需給調整)



② 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合

需要 + 「県計画で定める数」 > 供給

→ 原則認可・認定 (適格性・認可基準を満たす申請者)



- ・この「県計画で定める数」は、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定します。
- ・設定に当たっては、県子ども・子育て支援会議の議論を通じて透明性を確保します。

※ 鹿児島市内の認定こども園の認可及び認定については、中核市である鹿児島市に認可及び認定権限があるため、鹿児島市の計画の中で定めることとなります。

3 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

① 認定こども園の普及

認定こども園については、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であること、また、地域の子育て支援も行う施設であることから、地域の実情に応じその普及を図ります。

② 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援

幼稚園や保育所から認定こども園に移行する希望がある場合には、原則として認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行うこととします。

具体的には、教育・保育の供給量が需要量を上回る場合においても、各区域の需要量に別表に定める「県の定める数」を加えた数までは、認可・認定を行うこととします。

また、移行に際し、施設整備が必要な場合には、補助事業の活用を図ります。

(2) 教育・保育の必要性和推進方策

子ども・子育て支援法は、「子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことを目的としており、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものであり、その際それぞれの子供や家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような支援を行います。

支援の実施主体である市町村は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施し、県は、市町村が行う子育てのための施設等利用給付の実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業が適切、円滑に行われるよう必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策や各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を行います。

(3) 認定こども園等と地域型保育事業を行う者の連携

教育・保育施設である認定こども園、幼稚園、保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行う者や地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。

また、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業については、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、認定こども園、幼稚園、保育所と地域型保育事業を行う者との連携が必要です。

このため、認定こども園等と地域型保育事業を行う者の連携について、市町村が積極的に関与し、円滑な連携が図られるよう支援します。

(4) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上

106 ページから 108 ページの施策に基づき、人材確保及び資質向上に努めます。

4 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

(1) 子ども・子育て支援事業計画作成時等の調整

市町村間で広域調整が整わない場合と市町村子ども・子育て支援事業計画作成時における県への協議や調整については、別途定める手続により行うこととします。

(2) 認定こども園、幼稚園、保育所の利用定員設定時等の調整

市町村が特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときや変更しようとするときに、あらかじめ行う知事への協議については、別途定める手続により行うこととします。

5 教育・保育に従事する者の確保

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育教諭					
保育士					
幼稚園教諭	調整中				
保育従事者 ^{※1}					
家庭的保育者 ^{※2}					
家庭的保育補助者 ^{※3}					
家庭的保育者 ^{※4}					

※必要見込み人数については、厚生労働省作成「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に記載する特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数の算出のためのワークシート（利用児童数（ニーズ量）に対応するための従事者数）」により算出。

※1：小規模保育事業B型における保育従事者

※2：小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育者

※3：小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育補助者

※4：居宅訪問型保育事業における家庭的保育者

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に当たっては、法に基づく市町村への情報提供や、事業の実施状況についての情報共有、立入調査への同行等を行います。

また、給付事業を実施するに当たっては、市町村に対し適切な助言を行い、事業の円滑な実施を図ります。

7 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 地域子ども・子育て支援事業への支援

地域子ども・子育て支援事業については、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭や子どもを対象とする事業として、利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）などを市町村が地域の实情に応じて実施していきます。

この事業は、市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施するものとされており、県は市町村が実施する各事業が円滑に運営されるよう事業費の助成や助言等の支援を行います。

(2) 市町村における取組計画

「地域子ども・子育て支援事業」に取り組む予定の市町村数は次のとおりです。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業					
延長保育事業					
放課後児童健全育成事業					
子育て短期支援事業					
乳児家庭全戸訪問事業	調整中				
養育支援訪問事業					
地域子育て支援拠点事業					
一時預かり事業					
病児保育事業					
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)					

(3) 放課後児童健全育成事業の推進

① 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブと放課後子供教室については、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、共働き家庭等の全ての児童が放課後等において、安心・安全な居場所が確保され、次代を担う人材育成が図られるよう市町村の取組を支援する必要があることから、県としては、教育委員会と福祉部局の連携を始め放課後対策の総合的な在り方を検討するための「推進委員会^(注51)」において、市町村の取組を推進します。

8 教育・保育情報の公表

県は、施設・事業の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促していくため、特定教育・保育施設及び地域型保育事業所の教育・保育等の内容に関する事項等についてインターネット等で公表します。

(注51) 行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室を含む地域学校協働活動関係者、学校運営協議会関係者等

第7章 数値目標

本県の合計特殊出生率は、2018（平成30）年では1.70であり、全国的には第4位と高い水準にありますが、人口の維持に必要とされる合計特殊出生率の2.07からすると相当低く、少子化に歯止めがかかっていない状況が続いています。

少子化は、社会における様々なシステムや社会経済情勢、人々の価値観と深く関わっており、克服するためには極めて長い時間を要するとされています。このような少子化の流れに少しでも歯止めをかけ、次代を担う子どもを育成する取組を第5章「施策の方向」で示しましたが、本章では、その取組をより計画的に推進するため、以下のとおり数値目標を掲げます。

1 重点数値目標

少子化対策に直結し、第5章「施策の方向」で位置付けた主な取組に関連する数値目標であり、計画期間中の毎年度において、その進捗を管理し、少子化対策の成果を現す目安と位置付けるものです。

番号	数値目標項目	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
1	かごしま出会いサポートセンター会員登録会員数	1,131人	1,500人
2	かごしま出会いサポートセンター会員登録者の延べ成婚数	10組	40組
3	婚活イベントの年間情報提供数	77回	105回
4	平均初婚年齢	男性 30.4歳 女性 29.1歳	現状より 若くする
5	子育て世代包括支援センターの設置市町村数	15市町村	全(43)市町村
6	保育所待機児童数	244人	0人
7	地域子育て支援拠点の実施市町村数	37市町村	全(43)市町村
8	病児保育事業の実施箇所数	39箇所	47箇所
9	休日保育の実施箇所数	25箇所	45箇所
10	放課後児童クラブ待機児童数	437人	0人
11	ファミリー・サポート・センター設置箇所数	19箇所	22箇所
12	男性の育児休業取得率	5.5%	11.9%
13	ワーク・ライフ・バランスの推進を行っている企業の割合	54.2%	78.0%
14	認可外保育施設の指導監督基準を満たす施設の割合	47%	100%
15	子ども家庭総合支援拠点を設置する市町村数	0市町村	全(43)市町村
16	いずれは、結婚しようとする未婚者(40代まで)の割合	68.5%	増加させる
17	予定している子どもの数が2人以上と答える人の割合	74.7%	増加させる
18	子育てがしやすくなったと感じる人の割合	20.8%	増加させる
19	仕事と家庭の両立がしやすくなったと考える県民の割合	15.4%	増加させる

※1 16～19の項目については、5年後の県民意識調査の結果により評価を行う。

2 包含する計画において掲げる数値目標

母子保健計画、子どもの貧困対策計画、子ども・若者計画及び母子及び父子並びに寡婦福祉計画における数値目標であり、少子化対策に関連する目標として掲げるものです。

(1) 母子保健計画

番号	数値目標項目	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
1	妊娠11週以内での妊娠の届出率	90.7% ^{※1}	100.0%
2	妊娠中の妊婦の喫煙率	2.4% ^{※1}	0%
3	妊娠中の妊婦の飲酒率	0.8% ^{※1}	0%
4	全出生児に占める低出生体重児の割合 (出生体重2,500g未満)	11.5% ^{※2}	減少させる
5	乳児死亡率(出生千対)	2.6% ^{※2}	2.1%以下
6	子育て世代包括支援センターの設置市町村数	15市町村	全(43)市町村
7	産婦健康診査に取り組む市町村数	29市町村	全(43)市町村
8	産後ケアの事業に取り組む市町村数	20市町村	全(43)市町村
9	乳児家庭全戸訪問事業に取り組んでいる市町村数	41市町村	全(43)市町村
10	養育支援訪問事業に取り組んでいる市町村数	22市町村	全(43)市町村
11	育てにくさを感じたときに何らかの解決方法を知っている親の割合	78.7% ^{※1}	95.0%
12	積極的に育児に参加している父親の割合	65.0% ^{※1}	増加させる
13	4種混合の予防接種率	初回 101.8% 追加 97.0%	95.0%以上
14	麻しん・風疹(MR)の予防接種率	1期 97.4% 2期 91.5%	95.0%以上
15	3歳児でむし歯のない者の割合	81.2%	88.0%
16	12歳児でむし歯のない者の割合	58.1%	65.0%
17	10代の人工妊娠中絶実施率(15~19歳人口千対)	5.10人 ^{※3}	減少させる
18	10代の性感染症の報告数(1定点医療機関あたり)	3.63人	減少させる
19	10代の自殺率(当該年齢人口10万対)	1.4	減少させる

※1 暫定値

※2 人口動態統計(平成29年)

※3 衛生行政報告例(平成29年度)

(2) 子どもの貧困対策計画

番号	数値目標項目	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
1	子どもの貧困対策計画の策定市町村数	0市町村	全(43)市町村
2	生活保護世帯に属する子どもの進路決定率 (進学・就職率)(中学卒業後)	94.4%	99.4%
3	生活保護世帯に属する子どもの進路決定率 (進学・就職率)(高等学校等卒業後)	92.7%	97.6%
4	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	4.2%	2.2%
5	母子・父子支援自立支援員の配置市町村数	3市町村	6市町村
6	ひとり親家庭自立支援給付金の延べ支給者数	1,308人	1,908人
7	ひとり親家庭自立支援給付金受給者の就職・進学率	79.6%	100.0%
8	子育て世代包括支援センターの設置市町村数	15市町村	全(43)市町村

(3) 子ども・若者計画

番号	数値目標項目	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
1	「優れた地域塾」認証団体数	48団体	65団体

(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉計画

番号	数値目標項目	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
1	母子・父子支援自立支援員の配置市町村数	3市町村	6市町村
2	ひとり親家庭自立支援給付金の延べ支給者数	1,308人	1,908人
3	ひとり親家庭自立支援給付金受給者の就職・進学率	79.6%	100.0%

(5) 新・放課後子ども総合プラン

番号	数値目標項目	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
1	放課後児童クラブ待機児童数	437人	0人
2	放課後児童支援員の認定資格研修総受講者数	1,805人	3,600人

3 その他

番号	数値目標項目	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
1	かごしま子育て支援パスポート事業協賛店舗数	1,843 社	2,020 社
2	特定教育・保育施設等の第三者評価, 学校関係者評価の実施率	30.0%	100.0%
3	一時預かり事業等の実施箇所数	391 箇所	705 箇所
4	子育て短期支援事業の実施市町村数	22 市町村	29 市町村
5	利用者支援事業実施箇所数 (母子保健型除く)	14 箇所	42 箇所
6	保育の質の向上のための研修総受講者数	1,034 人	3,300 人
7	交通安全教育の普及	256 回	270 回
8	「育児の日」における企業の取組状況	126 社	155 社
9	かごしま子育て応援企業登録数	452 社	780 社
10	男性の家事・育児時間	1 時間 03 分 ^{※1}	1 時間 22 分
11	幼児と児童との交流を実施している小学校の割合	97.9%	100.0%
12	移行支援シート等を活用した引継ぎ (幼保→小学校)	50.6%	80.0%
13	代替養育を受けている子どもの里親等委託率	17.3%	●%
14	結婚・子育てサポート宣言企業の登録数	145 社	200 社

※1 総務省統計局 平成28年度社会生活基本調査